

第九章 条例・規定等

○鶴岡市給水条例

平成17年10月1日

条例第249号

改正 平成19年3月23日条例第19号

平成20年6月30日条例第32号

平成21年3月25日条例第8号

平成24年12月25日条例第45号

平成25年12月20日条例第62号

平成26年12月22日条例第98号

平成31年3月22日条例第44号

令和元年9月26日条例第15号

令和6年3月21日条例第18号

令和6年4月25日条例第24号

令和7年3月26日条例第18号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第1章の2 水道の布設工事及び水道技術管理者（第6条の2—第6条の4）

第2章 給水装置の工事及び管理（第7条—第18条）

第3章 給水（第19条—第25条）

第4章 料金及び手数料（第26条—第35条）

第5章 取締（第36条—第40条）

第6章 貯水槽水道（第41条・第42条）

第7章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本市（以下「市」という。）水道事業の給水についての料金、手数料及び給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件並びに給水の適正保持に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項は、この条例の定めるところによる。

（給水装置の定義）

第2条 この条例で給水装置とは、需要者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種別)

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 当該装置の所有者又は所有者が認めた者に限り、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の承認を得て使用できるもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上使用できる場所に設置し、所有者において使用者を限定せず、誰でも市長の承認を得て1世帯又は1箇所ごとに使用できるもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用する私設のもの

(給水装置の所有者の代理人)

第4条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内若しくは鶴岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年鶴岡市条例第246号）第3条第2項第1号の規定による給水区域内（以下「市内等」という。）に居住しないとき、又は市長が必要があると認めたときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内等に居住する者のうちから代理人を選定し届け出なければならない。代理人に変更があったときも、また同様とする。

(一部改正〔平成21年条例8号・26年98号〕)

(総代人の選定)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、総代人を選定し市長に届出でなければならない。

- (1) 給水装置の全部又は一部を共有するとき。
- (2) 共同使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の総代人を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、その家族、同居人及び使用人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

第1章の2 水道の布設工事及び水道技術管理者

(追加〔平成24年条例45号〕)

(布設工事監督者を配置する工事)

第6条の2 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項に規定

する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(追加〔平成24年条例45号〕)

(布設工事監督者の資格)

第6条の3 法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を

有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) １０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第１号又は第２号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第１号の卒業生にあつては２年以上、第２号の卒業生にあつては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第１号の卒業生にあつては１年以上、第２号の卒業生にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（追加〔平成２４年条例４５号〕、一部改正〔平成３１年条例４４号・令和７年条例１８号〕）

（水道技術管理者の資格）

第６条の４ 法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、前条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(追加〔平成24年条例45号〕、一部改正〔平成31年条例44号・令和6年24号・令和7年18号〕)

第2章 給水装置の工事及び管理

(構造及び材質)

第7条 水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準の実施に関する事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和6年条例18号〕)

(新設工事等の申込)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「新設工事等」という。)をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり市長が必要があると認めるときは、利害関係者の同意書の提出を求めることができる。

3 市長は、利用できる配水管の布設がないときは、新設の申込みを拒否することができる。

(一部改正〔平成24年条例45号・令和6年18号〕)

(加入金)

第8条の2 給水装置の新設又は水道メーター(以下「メーター」という。)の口径を増加する改造の工事の承認を受けようとする者は、一工事ごとに加入金を市長の指定する期日までに納入しなければならない。

2 加入金の額は、別表第1に定める額とする。

3 納入した加入金は還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中に設計変更により生じた差額については、この限りでない。

(一部改正〔平成20年条例32号〕)

(新設工事等の施行)

第9条 新設工事等は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が工事を施行するときは、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条の2 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の費用負担)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要であると認めた者については、市においてその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第11条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 直接経費
- (4) 共通仮設費
- (5) 現場管理費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の前納)

第12条 市長において工事を施行するときは、工事申込者は、市の設計により算出した概算額を前納しなければならない。ただし、修繕工事その他で市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 工事しゅん工後、前項の概算額を精算し、過不足を生じたときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額が還付又は追徴に要する経費に満たないときは、この限りでない。

(工事費の分納)

第13条 工事費を一時に納入できない事情がある者は、市長の承認を受けてこれを6箇月以内

に分納することができる。

(工事費を納入しない場合の措置)

第14条 工事費精算額又は分納額を納期までに納入しないときは、市長は、給水装置を撤去することができる。この場合既納の工事費は、還付しない。

(工事費完納前の給水装置の撤去)

第15条 市に納付する工事費を完納する前に、所有者が給水装置を撤去しようとするときは、未納金を納付しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第16条 市長が施行する工事に関し、利害関係人その他から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

(給水装置の管理)

第17条 使用者、所有者又は総代人（以下「使用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の責任とする。

(給水装置の変更)

第18条 配水管の移転その他の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者又は所有者の同意がなくても市長が施行し、これに要する工事費は、市が負担する。

第3章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度使用者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の給水の制限又は停止のため使用者又は所有者に損害を生ずることがあっても市はその責めを負わない。

(給水の申込)

第20条 水道を使用する者は、あらかじめ、市長に給水の申込みをなし、その承認を受けなけ

ればならない。

(メーターの設置)

第21条 使用水量を計量するため給水装置に市のメーターを設置する。ただし、私設消火栓その他市長が必要がないと認めたものについてはメーターを設置しないことができる。

2 前項のメーターの位置は、市長が定める。

(メーターの保管)

第22条 給水装置に設置したメーターは、当該装置の使用者等が保管しなければならない。

(届出)

第23条 使用者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 前使用者の給水装置使用に関する権利、義務を継承して引続いて使用するとき。

(2) 水道の使用を休止し、又は廃止するとき。

(3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 所有者に変更があったとき。

(2) 総代人に変更があったとき。

(3) 私設消火栓を公共の消防用として使用したとき。

(4) 料金算定基礎に異動を生じたとき。

(一部改正〔平成21年条例8号〕)

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は、消防又は消防演習以外に使用してはならない。

2 演習のため私設消火栓を使用するときは、市長の指定する職員の立会いを求めなければならない。

3 私設消火栓は、市長において封かんする。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 給水装置の機能又は水質について、使用者等から検査の請求があったときは、市長がこれを行い、検査の結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第26条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。

(料金)

第27条 料金は、別表第2の定めるところにより計算して得た合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一の給水装置を共同使用する場合は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成20年条例32号・25年62号〕）

(料金の算定)

第28条 料金は、毎月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。）にメーターを検針し、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は定例日以外の日に検針することができる。

（一部改正〔平成19年条例19号〕）

(使用水量の認定)

第29条 メーターに異状があったとき、その他使用水量が不明のときは、市長は、使用水量を認定することができる。

第30条 削除

（削除〔平成20年条例32号〕）

(無届け使用に対する認定)

第31条 給水装置を無届けで使用したときは、市長は、前使用者に引続いて使用したものと認定することができる。

(料金算定の特例)

第32条 定例日から次の定例日までの期間の中途に水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合において、使用日数が15日以内で、使用するメーターの口径が20ミリメートル以下のときは、別表第2に規定する基本料金の2分の1の額として算定した額をその料金とする。

2 水道使用の休止又は廃止の届出がないときは、これを使用しない場合であっても基本料金を徴収する。

（全部改正〔平成19年条例19号〕、一部改正〔平成20年条例32号〕）

(料金の徴収方法及び納期限)

第33条 料金は、納入通知書による納入又は口座振替による方法とし、納期限は、第28条に規定する定例日の翌月の末日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(全部改正〔平成19年条例19号〕、一部改正〔平成20年条例32号〕)

(手数料)

第34条 手数料は、別表第3の区分により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、申込後徴収することができる。

2 既納の手料金は、請求事項の変更又は取消しの場合であってもこれを還付しない。

(一部改正〔平成19年条例19号〕)

(料金、手数料等の減免)

第35条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 取締

(検査措置及び費用負担)

第36条 市長は、取締上必要があると認めたときは、給水装置を随時検査し、又は適当な措置を命じ、若しくは市自らこれを行うことができる。

2 前項の取締りに要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条の2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(一部改正〔令和6年条例18号〕)

(給水装置の切り離し)

第36条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、60日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態であつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(給水の停止)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第11条の工事費、第17条第2項の修繕費、第27条の料金又は、第34条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第28条の使用水量の計量又は第36条の検査を拒み又は妨げたとき。
- (3) 給水せんを汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合には、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(過料)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第8条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第21条第1項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第36条の検査、又は前条の給水停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第17条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第27条の料金、又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) みだりに私設消火栓の封かんを破きし、又は止水栓、制水弁を開閉したとき。
- (6) 第9条第2項の規定に違反して、設計審査又は工事竣工検査を受けない者

(一部改正〔令和6年条例18号〕)

(料金を免れた者に対する過料)

第39条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

(賠償金)

第40条 設置されたメーターを亡失又は損傷したときは、時価認定額による金額を賠償しなければならない。ただし、紛失後発見し、返納したときは、既納の賠償金を返還する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第41条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市給水条例（昭和33年鶴岡市条例第40号）、羽黒町水道事業給水条例（昭和36年羽黒町条例第7号）、櫛引町水道事業給水条例（平成10年櫛引町条例第2号）、朝日村給水条例（平成10年朝日村条例第4号）又は温海町水道給水条例（昭和33年温海町条例第16号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行の際、現に使用している使用者又は所有者の所有するメーター（以下「自己所有メーター」という。）については、第21条の規定にかかわらず使用水量を計量することができる。

(1) 自己所有メーターが使用できなくなったときは、市のメーターを設置する。

5 合併前の羽黒町の区域、櫛引町の区域、朝日村の区域において、平成18年4月30日以前に発する督促状の督促手数料は、合併前の羽黒町税条例（昭和40年羽黒町条例第10号）、櫛引町税条例（昭和40年櫛引町条例第18号）又は朝日村税条例（昭和40年朝日村条例第22号）の例による。

6 この条例の施行の日の前日までに、合併前の温海町水道給水条例（昭和33年温海町条例第16号）の規定による延滞金の徴収については、合併前の温海町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和62年温海町条例第23号）の例による。

（月山水道企業団の解散に伴う経過措置）

7 月山水道企業団の解散の日（次項において「解散日」という。）までに、解散前の月山水道企業団給水条例（昭和43年月山水道企業団条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（追加〔平成21年条例8号〕）

8 解散日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（追加〔平成21年条例8号〕）

附 則（平成19年3月23日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第28条及び第32条の規定は、施行の日以後の使用に係る料金の算定について適用し、同日前の使用に係る料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年9月1日から施行する。

（加入金及び料金への適用）

2 改正後の第8条の2第2項の規定は、平成20年10月1日以後に承認した工事に係る加入金について、改正後の第27条及び第32条第1項の規定は、平成20年9月以後の定例日を始期とする料金について適用する。

（料金の経過措置）

3 改正後の第27条の規定の適用を受ける料金のうち、平成21年9月前の定例日を始期とする料金については、当該料金の額が改正前の同条の規定により算出した額に1.3を乗じて得

た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。以下「特例額」という。）を超える場合、特例額をもって当該料金の額とする。

- ４ 前項の規定は、改正前の別表第２第３項の表及び第４項の表において種別を臨時用としていたものについては適用しない。

附 則（平成２１年３月２５日条例第８号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年１２月２５日条例第４５号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２０日条例第６２号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（加入金への適用）

- ２ 改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認した工事に係る加入金について適用する。

（料金に関する経過措置）

- ３ 改正後の別表第２の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成２６年４月３０日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月３０日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月３０日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

- ４ 前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

附 則（平成２６年１２月２２日条例第９８号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２２日条例第４４号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。ただし、第６条の３及び第６条の４の改

正規定並びに次項の規定は同年４月１日から施行する。

（布設工事監督者及び水道技術管理者に関する経過措置）

- ２ 平成３１年３月３１日までの間に行われた技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第６条の３第８号の規定の適用については、同法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

（加入金への適用）

- ３ 改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認した工事に係る加入金について適用する。

（料金に関する経過措置）

- ４ 改正後の別表第２の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成３１年１０月３１日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月３１日後である水道の使用にあっては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月３１日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

- ５ 前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

附 則（令和元年９月２６日条例第１５号）

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２１日条例第１８号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月２５日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鶴岡市給水条例の規定は、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令和７年３月２６日条例第１８号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第８条の２関係）

(全部改正〔平成２０年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例６２号・３１年４４号〕)

メーターの口径	金額	備考
１３ミリメートル	６６，０００円	(1) メーターの口径を増加する 工事の加入金は、新口径に係る 加入金の額と旧口径に係る加入 金の額との差額とする。 (2) メーターの口径１５０ミリ メートルを超えるものの加入金 の額は、市長が定める。
２０ミリメートル	７７，０００円	
２５ミリメートル	１３２，０００円	
３０ミリメートル	２２０，０００円	
４０ミリメートル	３８５，０００円	
５０ミリメートル	５９４，０００円	
７５ミリメートル	１，４５２，０００円	
１００ミリメートル	２，４２０，０００円	
１５０ミリメートル	５，２８０，０００円	

別表第２（第２７条関係）

(全部改正〔平成２０年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例６２号・３１年４４号〕)

メーターの口径	基本料金	使用水量による従量料金（１立方メートルにつき）
１３ミリメートル	１，１００円	１０立方メートルまでの分 ７０円４０銭 １０立方メートルを超え２０立方メートル までの分 ２０９円 ２０立方メートルを超える分 ２２１円１ ０銭
２０ミリメートル	１，７１６円	
２５ミリメートル	２，２９９円	
３０ミリメートル	５，４１２円	２２１円１０銭
４０ミリメートル	８，０９６円	
５０ミリメートル	１５，１３６円	
７５ミリメートル	４５，０６７円	
１００ミリメートル	７１，３７９円	
１５０ミリメートル	１９３，６８８円	
２００ミリメートル	２２２，１７８円	

別表第3（第34条関係）

（一部改正〔平成19年条例19号・令和元年15号〕）

- 1 設計審査手数料 1工事につき 1,000円
- 2 工事検査手数料
 - (1) 水圧検査を必要とするもの 1工事につき 3,000円
 - (2) 水圧検査を必要としないもの 1工事につき 2,000円
- 3 指定給水装置工事事業者登録手数料 1件につき 5,000円
- 4 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき 5,000円
- 5 前各項のほか特別の手数を要するものについては、その実費額

○鶴岡市給水条例施行規程

平成17年10月1日

企業管理規程第18号

改正 平成19年3月30日企業管理規程第1号

平成20年8月29日企業管理規程第2号

平成21年3月31日企業管理規程第1号

平成23年10月31日水道事業管理規程第5号

平成25年3月29日水道事業管理規程第2号

平成26年10月31日水道事業管理規程第3号

令和2年3月12日上下水道事業管理規程第1号

令和3年3月30日上下水道事業管理規程第5号

令和3年8月24日上下水道事業管理規程第6号

令和5年2月28日上下水道事業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、鶴岡市給水条例（平成17年鶴岡市条例第249号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利害関係人の同意書の提出)

第2条 条例第8条第2項に規定する市長が必要があると認めるときとは、次の各号に掲げる場合とし、同項の規定により同意書の提出を求めることができる利害関係者はそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 自己以外の者が所有する給水装置から分岐して給水装置を設置しようとする場合 分岐される給水装置の所有者

(2) 自己以外の者が所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとする場合 給水装置を設置される土地又は家屋の所有者

(給水装置の標識の様式等)

第3条 条例第20条の規定により給水の承認をしたときは、給水装置に取り付ける標識（様式第1号）を交付する。

(一部改正〔平成20年企管規程2号〕)

第4条 削除

(削除〔平成20年企管規程2号〕)

(1 個の給水装置を共同使用する場合の料金)

第5条 条例第27条ただし書の規定により市長が別に定める1個の給水装置を共同使用する場合の料金は、条例別表第2のメーターの口径の区分に応じ同表の定めるところにより計算して得た合計額（あらかじめ総代人から申出があったときは、使用水量を使用者の数で除して得た数値（1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた数値。以下「単位水量」という。）を使用水量とみなしてメーターの口径が13ミリメートルの区分（以下「13ミリメートル区分」という。）により計算して得た額に当該使用者の数を乗じて得た額及び使用水量から単位水量に当該使用者の数を乗じて得た水量を減じて得た数値に13ミリメートル区分において使用水量に適用される最も高い従量料金を乗じて得た額の合計額）とする。

(一部改正〔平成20年企管規程2号〕)

(使用水量の認定)

第6条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。ただし、地域の実情等によりこれにより難いとき又は市長が特に必要と認めたときは、その他の方法によることができる。

- (1) メーターに異状があったとき 異状があった期間についてメーター取替え後の使用水量を基準として日割計算により認定するもの
- (2) その他の理由により使用水量が不明なとき 使用水量を認定する月の前3箇月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定するもの

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第7条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(申込み、届出等の様式)

第8条 条例及びこの規程の規定に基づく申込み、届出等の様式は、次のとおりとする。

様式の名称	様式番号	根拠規定
給水装置所有者代理人選定（変更）届	第2号	条例第4条
総代人選定（変更）届	第3号	条例第5条
給水装置工事申込書	第4号	条例第8条第1項
給水装置工事同意書	第5号	条例第8条第2項
給水装置工事設計（変更）審査申請書	第6号	条例第9条第2項
工事竣工届・検査表	第7号	条例第9条第2項
給水装置工事費分納承認申請書	第8号	条例第13条
給水申込書	第9号	条例第20条
給水装置使用者名義変更届	第10号	条例第23条第1項第1号
水道使用休止（廃止）届	第11号	条例第23条第1項第2号
私設消火栓使用届	第12号	条例第23条第1項第3号及び同条第2項第3号
給水装置所有者変更届	第13号	条例第23条第2項第1号
料金算定基礎異動届	第14号	条例第23条第2項第4号
給水装置機能（水質）検査請求書	第15号	条例第25条第1項
水道料金算定特例適用申出書	第16号	第5条
量水器亡失・損傷届	第17号	条例第40条

（一部改正〔平成20年企管規程2号・23年水管規程5号〕）

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この規程の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市給水条例施行規程（平成10年鶴岡市水道事業管理規程第3号）、櫛引町水道事業給水条例施行規程（平成10年櫛引町水道訓令第7

号)、朝日村給水条例施行規程(平成10年朝日村水道告示第1号)又は温海町水道給水条例施行規則(昭和36年温海町水道規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日企管規程第1号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年8月29日企管規程第2号)

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日企管規程第1号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月31日水管規程第5号)

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日水管規程第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月31日水管規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式第4号及び様式第6号の様式による用紙は、平成28年3月31日までの間、なお使用することができる。

附 則(令和2年3月12日上下水管規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日上下水管規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年8月24日上下水管規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年2月28日上下水管規程第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

1 専用給水装置の標識



- (1) 形状 長径6.1センチメートル、短径4.1センチメートルのだ円形とする。
- (2) 材質 アルミニウム
- (3) 地色 濃青色
- (4) 番号数字の色 濃青色
- (5) 鶴岡市水道き章及び文字の色 白色

2 共用給水装置の標識



- (1) 形状 横7センチメートル、縦4.5センチメートルのひし形とする。
- (2) 材質 真ちゅう
- (3) 地色及び番号数字の色 青色
- (4) 鶴岡市水道き章及び文字の色 地金色

3 私設消火栓の標識



- (1) 形状 直径4.5センチメートルの円形とする。
- (2) 材質 真ちゅう
- (3) 地色及び番号数字の色 赤色
- (4) 鶴岡市水道き章及び文字の色 地金色

給水装置所有者代理人選定(変更)届	
給水装置の場所	
変更の場合 旧代理人氏名	
代理人を選定(変更)しましたから代理人連署をもって届け出ます。	
年 月 日	
住 所	
所 有 者	ふりがな 氏 名
住 所	
代 理 人	ふりがな 氏 名
鶴岡市長	様

総 代 人 選 定 (変 更) 届	
給 水 装 置 の 場 所	
変 更 の 場 合 旧 総 代 人 氏 名	
総代人を選定(変更)しましたから給水装置の共有者(使用者)の連署をもって届け出ます。 年 月 日 住 所 総 代 人 ふりがな 氏 名 住 所 共 有 者 使 用 者 ふりがな 氏 名 住 所 共 有 者 使 用 者 ふりがな 氏 名 住 所 共 有 者 使 用 者 ふりがな 氏 名 住 所 共 有 者 使 用 者 ふりがな 氏 名	
鶴岡市長 様	

年 月 日

給水装置工事申込書

鶴岡市長 様

年度 第 号

給水装置工事の承認を受けたいので、鶴岡市給水条例を契約の内容とすることに合意し下記のとおり申込みます。

記

給水装置番号	
(水栓番号)	

給水装置場所		
※本人自署欄 申 込 者 (委任・所有者)	住 所 電話番号 ()	ふりがな 氏 名
指定工事事業者 (受任者)	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者	主任技術者交付番号 ()
	電話番号 ()	氏 名 水道法施行令第6条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合した材料を使用します。
工 事 の 種 類	☐ 新設 ☐ 改造 ☐ 修繕 ☐ 撤去 (装置転用 有・無 転用住所) ☐ その他 (分岐 仮設 その他)	
申込者(委任者)は、上記指定工事事業者(受任者)に対し、給水装置工事に係る次の権限を委任します。		
委 任 内 容	1. 給水装置工事の申込み、変更、取り止め及び竣工検査における一切の事務処理等に関すること。 2. 給水装置工事の申込みに係る加入金、各種手数料に関すること。 3. 給水装置工事竣工後に作成する給水装置工事記録の保存に関すること。	
備 考		

給 水 装 置 工 事 同 意 書	
分 岐 引 用 同 意	
給 水 装 置 の 場 所	
工 事 申 込 者 氏 名	
申込者の給水装置工事のための分岐引用に同意します。 年 月 日 住 所 所有者 ふりがな 氏 名 ㊞	
土 地 （家 屋）使 用 同 意	
給 水 装 置 の 場 所	
工 事 申 込 者 氏 名	
使用する土地(家屋)	
申込者の給水装置工事のため土地(家屋)の使用に同意します。 年 月 日 住 所 所有者 ふりがな 氏 名 ㊞	

給水装置工事設計(変更)審査申請書

収受番号	年度 第 号	
審査・受付	申請書受付日	受 付

鶴岡市長 様

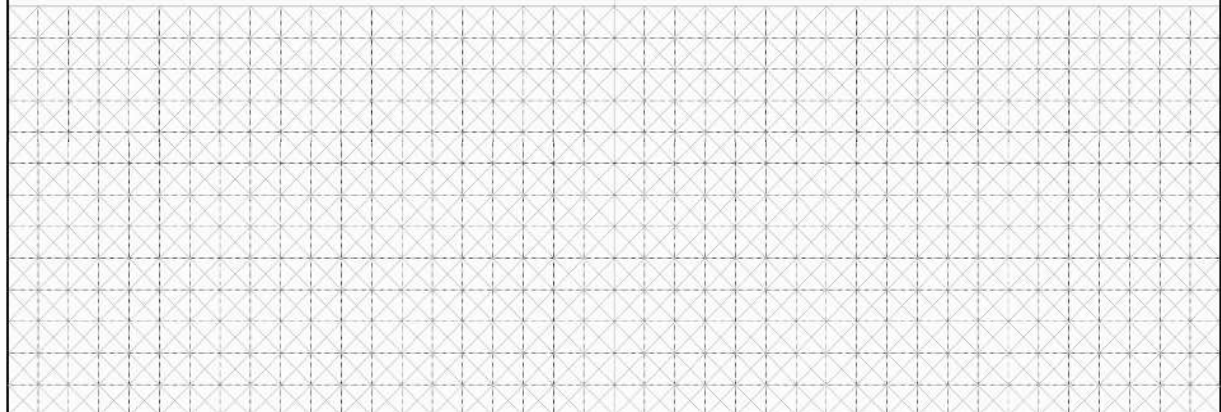
下記のとおりに設計(変更)審査を申請します。

指定工事事業者
氏名・名称主任技術者
氏名・交付番号

工 事 の 種 類	☐ 新 設 ☐ 改 造 ☐ 修 繕			連合幹線	総代人		給水装置番号 (水栓番号)	
	☐ 撤 去 (転用先: ・無)			水 栓 数	(新設) (既設)			
☐ そ の 他 (分岐・仮設・その他)				栓		栓		
給水装置場所				使用資材及び員数			申し込みに伴う納入金	
				種 別	認証・形式	形状・寸法	数 量	種 別
				名 称				設計金額
								清算金額
給水装置所有者	住 所			サドル分水栓				工事施行調査料
	あり/なし			分水栓バンド				消 費 税
氏 名				インサートコア				小 計
				ボール式止水栓				設計審査手数料
所 有 者 変 更	相続・譲渡・売買・その他 ()			止水栓保護				工事検査手数料
	旧所有者			逆止弁付止水栓				その他手数料
工 事 着 工	工事承認の日から	中高層	・直圧 ・増圧 () 階	XPEP				消 費 税
		受水槽	・1.0m ² 超 ・1.0m ² 以下	PP (二層管)				合 計
竣工予定日	平成 年 月 日	同意書	・分岐引用 ・土地(家屋)使用					過 不 足
国道・県道・港湾・市道・町道・私道			水 理 計 算 書 有・無					設計金額
配 水 管	・管種	連結スプリンクラー	有・無					加 入 金
	・口径 mm	自己メーター承認書	有・無					そ の 他
給 水 管	・管種	所有者代理人選定届	有・無					消 費 税
	・口径 mm	所有権保留申請書	有・無					合 計
メーター口径	mm	増・減 ⇒	mm	摘要				過 不 足
				中間検査①	中間検査②	竣工検査		

止水栓位置図

申請場所(住宅地図)



※工事の標準表示				
区 分	給水管		配水管	水道以外
	新設	既設	新・既共通	青色または緑色で給水栓の位置のみ記入
色別等	赤色実線	赤色破線	黒色実線	

-145-

様式第8号（第8条関係）

給水装置工事費分納承認申請書

給水装置の場所	
設計額	金 円

月 日申込みの給水装置 工事費について一時に納入できない事情にありますので、分納を承認くださるよう下記のとおり申請します。

記

分納方法	回分納
------	-----

内 訳

回	納入期限	金額	回	納入期限	金額

- 1 分納工事費は毎月納入期限まで支払います。
- 2 給水装置は工事費の完納するまで市の所有物とし、責任をもって保管いたします。
- 3 分納工事費を滞納した場合又は無断転出した場合は市の処分を受けても異議ありません。
- 4 精算により設計額に過不足を生じた場合は最終分納額を訂正しても異議ありません。
以上各項及び鶴岡市給水条例の規定を遵守し、本申請書を提出します。

年 月 日
住 所
申請者
ふりがな
氏 名

鶴岡市長 様

様式第9号（第8条関係）

給 水 申 込 書	
給 水 装 置 の 場 所	
用 途	
月 日から給水を受けたいので、上記のとおり申し込みます。 年 月 日 住 所 使用者 ふりがな 氏 名 住 所 所有者 (総代人) ふりがな 氏 名 鶴岡市長 様	

様式第10号（第8条関係）

給 水 装 置 使 用 者 名 義 変 更 届

年 月 日

鶴岡市長 様

下記のとおり、給水装置の使用者名義に変更がありましたので届け出ます。

新使用者は、旧使用者の給水装置の使用に関する一切の権利義務を引き継ぎます。

水 栓 番 号	第	号
給 水 装 置 の 場 所		
新 使 用 者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	電 話 番 号	
旧 使 用 者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	電 話 番 号	
変 更 事 由	☐ 工事の為 ☐ 工事完成の為 ☐ その他()	
変 更 年 月 日	年 月 日	

指 定 給 水 工 事 事 業 者 記 入 欄				
口 径	mm	メーター種別		届出工事事業者名
メーター番号		指針	m ³ ()	

入力者印	受付者	受付印
月 日		

様式第11号（第8条関係）

水 道 使 用 休 止（廃 止） 届	
給 水 装 置 の 場 所	
休 止（廃 止）理 由	
休 止（廃 止）年 月 日	年 月 日
上記のとおり水道使用を休止(廃止)したいので届け出ます。 年 月 日 住 所 ふりがな 氏 名 鶴岡市長 様	

様式第12号（第8条関係）

私 設 消 火 栓 使 用 届	
給 水 装 置 の 場 所	
使 用 日 時 及 び 時 間	年 月 日
	自 時 分 分間 至 時 分
用 途	
上記のとおり私設消火栓の使用について届け出ます。 年 月 日 住 所 ふりがな 氏 名 鶴岡市長 様	

様式第13号(第8条関係)

給水装置所有者変更届

年 月 日

鶴岡市長 様

下記のとおり、給水装置の所有者に変更がありましたので届け出ます。

届出人	※新所有者以外の場合記載してください	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	電 話 番 号	

水 栓 番 号	第	号
給 水 装 置 の 場 所		
新 所 有 者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	電 話 番 号	
旧 所 有 者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	電 話 番 号	
変 更 事 由	☐ 相続 ☐ 譲渡 ☐ 売買 ☐ その他()	
変 更 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類	☐ 売買契約書 ☐ 登記簿謄本等 ☐ 固定資産税納税通知書等 ☐ その他()	

届出人本人確認	入 力 者 印	受 付 者	受 付 印
確認書類	月 日		

様式第14号（第8条関係）

料 金 算 定 基 礎 異 動 届				
給 水 装 置 の 場 所				
異 動 事 項	新		旧	
上記のとおり料金算定基礎に異動がありましたので、届け出ます。 年 月 日 住 所 ふりがな 氏 名 鶴岡市長 様				

様式第15号（第8条関係）

給 水 装 置 機 能 (水 質) 検 査 請 求 書	
給 水 装 置 の 場 所	
給水装置の機能(水質)に異状の疑いがあるので、検査を請求します。 年 月 日 住 所 ふりがな 氏 名 鶴岡市長 様	

様式第16号（第8条関係）

水道料金算定特例適用申出書	
給水装置の場所	
使用世帯数	
建物の名称	
1個の給水装置を共同使用するため、水道料金算定の特例の適用を受けたいので申し出ます。 年 月 日 住所 総代人 〃がな 氏 名 鶴岡市長 様	

様式第17号（第8条関係）

量水器亡失・損傷届

年 月 日

鶴岡市長 様

所有者 住所
氏名

下記により量水器を亡失・損傷しましたので届け出ます。
なお、亡失・損傷した量水器は速やかに弁償いたします。

給水装置の場所				
水 栓 番 号	第 号			
亡失・損傷年月日	平成 年 月 日			
亡失・損傷理由				
亡失・損傷した量水器の種類 (※上下水道部で記入)	口径	種類	番号	検満年月
	mm		—	年 月
指定給水装置工事事業者				
				受 付 印

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第8条関係）

（一部改正〔平成21年企管規程1号・令和3年上下水管規程5号〕）

様式第3号（第8条関係）

（一部改正〔平成21年企管規程1号・令和3年上下水管規程5号〕）

様式第4号（第8条関係）

（全部改正〔令和2年上下水管規程1号〕、一部改正〔令和3年上下水管規程5号・令和5年上下水管規程1号〕）

様式第5号（第8条関係）

（一部改正〔平成21年企管規程1号〕）

様式第6号（第8条関係）

（全部改正〔平成26年水管規程3号〕、一部改正〔令和3年上下水管規程5号〕）

様式第7号（第8条関係）

（一部改正〔平成21年企管規程1号・令和3年上下水管規程5号〕、全部改正〔令和5年上下水管規程1号〕）

様式第8号（第8条関係）

（一部改正〔平成21年企管規程1号・令和3年上下水管規程5号〕）

様式第9号（第8条関係）

（一部改正〔平成21年企管規程1号・令和3年上下水管規程5号〕）

様式第10号（第8条関係）

（全部改正〔平成23年水管規程5号〕、一部改正〔令和3年上下水管規程5号〕）

様式第11号（第8条関係）

（一部改正〔平成21年企管規程1号・令和3年上下水管規程5号〕）

様式第12号（第8条関係）

（一部改正〔平成20年企管規程2号・21年1号・令和3年上下水管規程5号〕）

様式第13号（第8条関係）

（全部改正〔令和3年上下水管規程6号〕）

様式第14号（第8条関係）

（一部改正〔平成20年企管規程2号・21年1号・令和3年上下水管規程5号〕）

様式第15号（第8条関係）

(一部改正〔平成20年企管規程2号・21年1号・令和3年上下水管規程5号〕)

様式第16号(第8条関係)

(一部改正〔平成20年企管規程2号・21年1号・令和3年上下水管規程5号〕)

様式第17号(第8条関係)

(追加〔平成23年水管規程5号〕、一部改正〔平成25年水管規程2号・令和3年上下水管規程5号〕)

○鶴岡市水道給水装置の構造及び材質の基準の実施に関する規程

平成17年10月1日

企業管理規程第19号

改正 平成27年3月31日水道事業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、鶴岡市給水条例（平成17年鶴岡市条例第249号）第7条の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の設計範囲)

第2条 給水装置工事の設計は、直接給水するものは給水栓まで、受水タンクを設けるものは、受水タンクの流入口までとする。

(給水管の口径)

第3条 給水管の口径は、その用途別使用水量と同時使用率等を考慮して定め、使用水量に比し著しく過大であってはならない。

2 給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径より大であってはならない。

3 給水管は、配水管の計画最低水圧時においても、その所要水量を供給できるだけの口径を有するものでなければならない。

(給水管の布設)

第4条 給水管は、道路の端までは原則として配水管にほぼ直角となるよう埋設しなければならない。

2 給水管の埋設深さは、道路内は道路管理者の指示する深さ、宅地内は40センチメートル以上を標準としなければならない。

(給水管の保護)

第5条 給水管の保護は、次の各号によらなければならない。

(1) 開きよを横断する部分は、原則として開きよの下に配管し、横架するときは、管の折損等のおそれがないよう保護管（保護管は、鋼管とする。以下同様とする。）に入れ、かつ、高水位以上の高さとする。

(2) 地上立上り部分等凍結のおそれのある箇所については、給水管に保温材で防寒装置を施すこと。

(3) 軌道下を横断するときは、必要に応じて保護管に入れて埋設すること。

(4) 電しよくのおそれのある箇所に金属性の給水管を布設するときは、電しよく防止上適切な

措置を施すこと。

(給水管の分岐)

第6条 配水管からの給水管の分岐は、口径350ミリメートル以下の配水管からに限るものとし、その際は、口径75ミリメートル以上の給水管にあつてはT字管を、口径75ミリメートル未満の給水管にあつてはサドル付分水栓を使用しなければならない。ただし、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 サドル付分水栓は、異形管に取り付けてはならない。

(一部改正〔平成27年水管規程3号〕)

(止水栓又は制水弁の設置)

第7条 給水装置には、止水栓又は制水弁を設けなければならない。

2 前項に規定する止水栓及び制水弁は、給水管分岐部分に最も近い敷地内の屋外に設置しなければならない。

(不凍装置)

第8条 給水管を布設するときは、凍結を防止するため、不凍装置を設けなければならない。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。

(きょう類)

第9条 止水栓及び制水弁を地中に埋設するときは、市長の指定する鑄鉄製又は強化樹脂製のきょうに入れなければならない。

(危険な接続等)

第10条 給水装置は、次の各号の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 給水装置には、過大な水衝作用を生じやすい用具、機械等を直結しないこと。
- (2) 給水管は、当該給水装置以外の水管その他汚染の原因となるおそれのある管と直結しないこと。
- (3) 受水タンク、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する場合は流入口を落とし込みとし、満水面から流入管の管径以上の間隔を保持すること。
- (4) 洗じょう弁又は便器を使用するときは、完全な逆流防止装置を設けること。
- (5) 給水管中に空気の停滞を生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けること。
- (6) 給水装置の末端には、停滞水を生じないように考慮すること。

附 則

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日水管規程第３号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

○鶴岡市指定給水装置工事事業者規程

平成17年10月1日

企業管理規程第21号

改正 平成20年11月28日企業管理規程第3号

平成21年3月31日企業管理規程第1号

平成24年6月29日水道事業管理規程第4号

平成25年3月29日水道事業管理規程第2号

平成26年10月31日水道事業管理規程第4号

平成27年3月31日水道事業管理規程第3号

令和元年9月13日上下水道事業管理規程第3号

令和元年12月27日上下水道事業管理規程第6号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第3条—第9条）

第3章 給水装置工事主任技術者（第10条・第11条）

第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第12条—第17条）

第5章 雑則（第18条—第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、鶴岡市給水条例（平成17年鶴岡市条例第249号。以下「条例」という。）

第9条第1項の指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に関し必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保するものとする。

（定義）

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第3条 条例第9条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

(2) 市の給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

（一部改正〔平成20年企管規程3号・24年水管規程4号・27年3号・令和元年上下水管規程3号〕）

(指定の基準)

第4条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(一部改正〔令和元年上下水管規程3号〕)

(指定の更新の申請)

第4条の2 第3条第1項の指定の更新を受けようとする指定工事業者は、その期間の満了の日の1月前までに申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(追加〔令和元年上下水管規程6号〕)

(指定工事業者証の交付)

第5条 市長は、第3条第1項(前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に鶴岡市指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。

2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第7条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第8条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(一部改正〔令和元年上下水管規程6号〕)

(変更等の届出)

第6条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更のときは、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更のときは、施行規則に定められている様式第2による第4条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年企管規程3号・24年水管規程4号〕)

(指定の取消し)

第7条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。

(2) 第4条各号に適合しなくなったとき。

(3) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第11条各項の規定に違反したとき。

(5) 第12条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

(6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。

(指定の停止)

第8条 前条各号に該当するときに、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第9条 次の各号に該当するときは、その都度公示するものとする。

- (1) 第3条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第6条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業を廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 第7条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第10条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとするとき、配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第12条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第11条 指定工事業者は、第3条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に

他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第12条 指定工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに、第11条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行するときに、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 市の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(工事申込み)

第13条 指定工事業者は、給水装置工事の申込みを受けたときは、工事申込書に当該指定工事業者及びその主任技術者が記名押印の上、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成26年水管規程4号〕)

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、条例第9条第2項に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、条例第9条第2項に規定する工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書にしゅん工図面を添付し、市長に申請しなければならない。

2 地下に埋設する工事等のしゅん工検査で、その状況を確認することが困難なものは、あらかじめ市長に申し出て、工事施行の際中間検査を受けなければならない。

3 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

4 指定工事業者は、工事の検査後であっても、市長の許可がない限り開せんすることができない。

5 指定工事業者は、水道の一時使用に設置した給水装置に新設した給水装置を接続しようとするときは、事前に市長の工事検査を受けなければならない。

(主任技術者の立ち会い)

第16条 市長は指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第12条第1号により指名された主任技術者又は当該行為を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(審査委員会の設置)

第18条 市長は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として鶴岡市上下水道部指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）

を設置する。

(1) 第7条の規定による指定の取消し

(2) 第8条の規定による指定の停止

2 前項の指定工事業審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成25年水管規程2号〕)

(名簿の備付け)

第19条 市長は、指定給水装置工事業事業者名簿及び給水装置工事主任技術者名簿を備え付け、必要な事項を記載し、常に整備するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(一部改正〔平成21年企管規程1号〕)

(月山水道企業団の解散に伴う経過措置)

2 月山水道企業団の解散の日までに、解散前の月山水道企業団指定給水装置工事業事業者要綱(平成10年月山水道企業団訓令第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成21年企管規程1号〕)

附 則 (平成20年11月28日企管規程第3号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日企管規程第1号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日水管規程第4号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日水管規程第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日水管規程第4号)

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日水管規程第3号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 13 日上下水管規程第 3 号）

この規程は、令和元年 9 月 14 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 27 日上下水管規程第 6 号）

この規程は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が鶴岡市指定給水装置工事事業者規程（平成17年鶴岡市企業管理規程第21号。以下「規程」という。）第7条各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）をした場合における指定工事事業者の指定の取消し及び指定停止の処分（以下単に「処分」という。）の基準及び手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、水道法（昭和32年法律第177号）、鶴岡市給水条例（平成17年鶴岡市条例第249号）及び規程の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、速やかにその事実関係について職員に調査させるものとする。

2 前項の規定により調査を行う職員は、調査において違反行為の事実が認められたときは、直ちに指定工事事業者に当該違反行為を是正するように指導するとともに、期限を定めて、てん末書の提出を求めるものとする。

3 第1項の規定により調査を行った職員は、当該指定工事事業者から前項のてん末書が提出されたとき又は同項で定めた期限までにてん末書が提出されなかったときは、速やかに違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成し、市長に報告するものとする。

(処分の基準)

第4条 違反行為に対して行う処分は、別表第1に定める違反行為の区分に応じて、同表の処分基準の欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、違反行為について斟酌すべき特段の事情があるとき又は違反行為をした指定工事事業者が指導に従ったときは、別表第1に定める違反点数（当該違反行為が同表に定める違反行為の内容の2以上に該当するときは、それぞれの違反点数を合計した点数）に消滅していない過去の違反点数を加えた点数により、当該点数が100点に達するごとに、1箇月の指定停止を行うものとし、100点に満たないときは、違反行為警告書（様式第2号）により文書による警告を行うものとする。ただし、当該点数が600点を超えるときは、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の違反点数は、当該点数の付与された日から2年を経過した日をもって消滅する。ただし、処分を受けたときは、当該処分のあった日をもって消滅する。

(処分の効力の発効)

第5条 前条の規定による指定取消し又は指定停止の処分の効力は、第10条に規定する通知を行った日の翌日から生ずるものとする。ただし、処分を受ける指定工事事業者が他の違反行為による処分を受けている場合は、当該他の違反行為による処分の処分期間が

経過する日の翌日から効力が発効するものとする。

(聴聞及び弁明等の機会の付与)

第6条 市長は、前条の規定により違反行為の内容が指定の取消しの処分に該当すると認めるときは、速やかに当該処分の対象となるべき者について、意見陳述のための聴聞の手続を行い、又は指定の停止の処分に該当すると認めるときは、弁明の機会を付与するものとする。

2 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 聴聞は、水道課長が主宰する。

4 第2項の通知を受けた者は、聴聞の期限への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書（様式第4号）及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。

5 技術管理者は、当該聴聞を終結したときは、聴聞調書（様式第5号）及び聴聞報告書（様式第6号）を作成し、市長に報告しなければならない。

6 第1項の弁明の機会の付与にあつては、弁明の機会の付与に関する通知書（様式第7号）により通知するものとし、期限を定めて弁明書（様式第8号）の提出を求めるものとする。

7 技術管理者は、前項の弁明書の提出の有無にかかわらず、弁明報告書（様式第9号）により、市長に報告しなければならない。

8 技術管理者は、前各項に定める意見陳述のための手続を終えたときは、第5項又は第7項に規定する報告書の内容を参酌して、違反行為に対する処分方針（案）（様式第10号）を作成しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、意見陳述のための手続に関しては、鶴岡市行政手続条例（平成17年鶴岡市条例第11号）の定めるところによる。

(審査委員会への報告)

第7条 技術管理者は、前条第8項の規定により、作成した処分方針（案）が、指定の取消し又は指定の停止のいずれかの処分に該当する場合は、速やかに規程第18条第1項に規定する鶴岡市上下水道部指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告しなければならない。

(審査委員会)

第8条 審査委員会は、前条の報告を受けたときは、遅滞なく処分方針を決定するものとする。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 上下水道部長

(2) 委員 各課長、技術管理者

3 審査委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

4 審査委員会の事務局は、水道課に置く。

(処分の決定)

第9条 処分の決定は、審査委員会の審議結果を基に市長が行う。

(処分の通知)

第10条 処分の通知は、違反者（法人の場合は、その代表者）に通知書（様式第11号）により来庁を求め、処分通知書（様式第12号）を手渡しすることにより行うものとする。

(周知)

第11条 市長は、処分を行ったときは、規程第9条の規定により公示するとともに、関係機関に通知するものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第12条 市長は、処分を行った場合において、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の故意による場合又は同一の主任技術者により繰り返し違反行為が行われた場合で、法第25条の5第3項の規定による国土交通大臣及び環境大臣の主任技術者免状返納命令の対象になり得る事案と判断したときは、国土交通大臣に対してその旨を報告するものとする。

(処分後の給水装置工事の施工)

第13条 処分を受けた指定工事事業者は、新たに指定を受け、又は指定の停止の期間が満了するまでは、一切の給水装置工事を施工することができない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、承認を受けた給水装置工事であって竣工していないもの限り、施工させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指定工事事業者の違反行為に対する処分に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分実施要綱の廃止)

2 鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分実施要綱（平成17年10月1日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱は、この要綱の施行の日以後にした違反行為について適用し、同日前にした違反行為については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱（以下、「新要綱」という。）第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた違反行為に対する処分について適用し、同日前にした違反行為に対する処分につい

ては、なお従前の例による。

- 3 新要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた違反行為について適用し、同日前にした違反行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

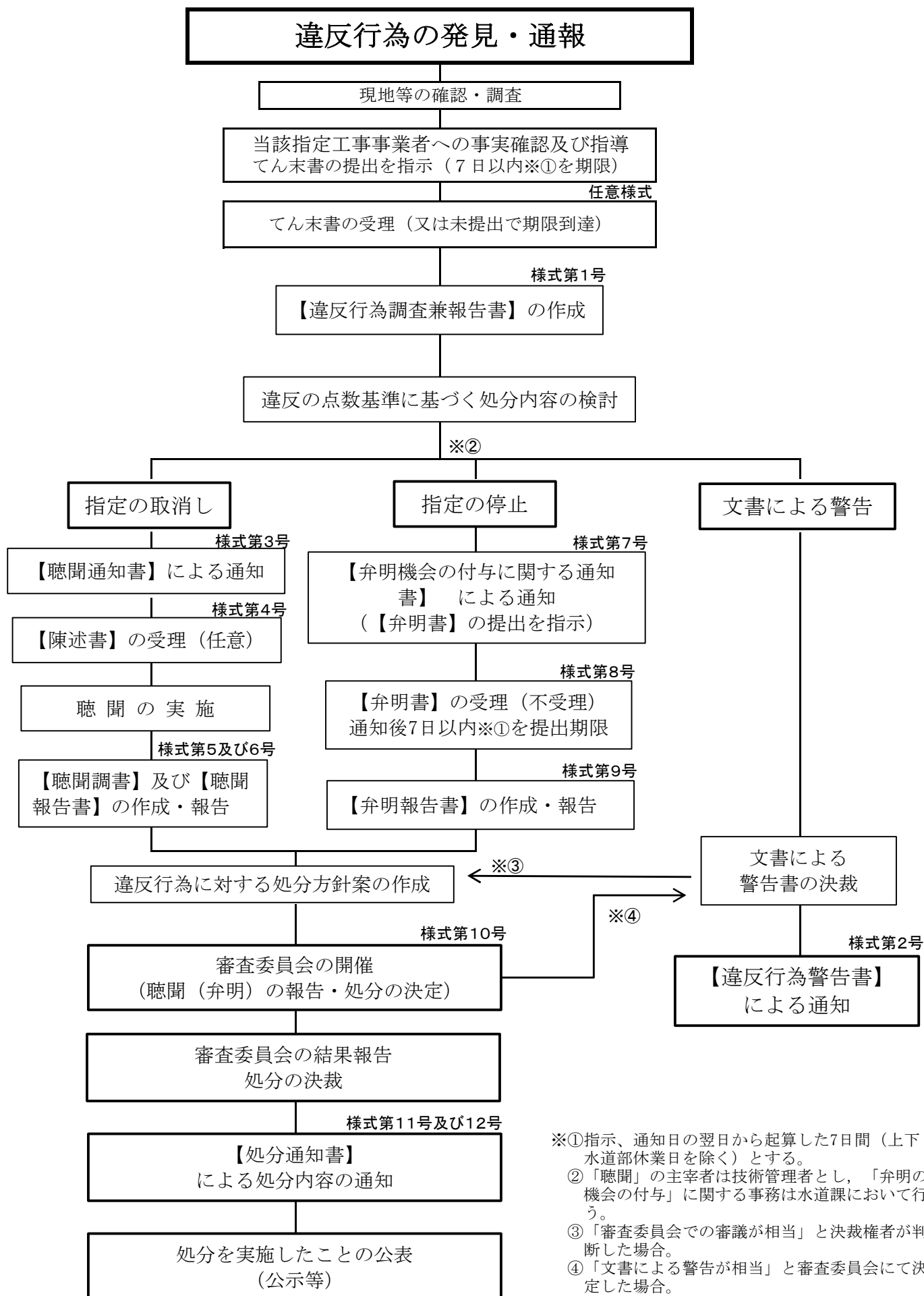
違反項目	指定給水装置工事事業者規程		違反行為の内容	処分基準	(事業者規程第8条) 斟酌すべき特段の事情がある場合又は、指導に従った場合	
	根拠条項等	違反行為の内容に係る指導方法又は対応			違反点数(点)	
指定要件 の違反	第7条 第1項第1号	第3条第1項	1. 不正の手段により給水装置工事事業者の指定を受けたとき。	指定の取消し		610
		第4条第1項 第1号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	指導により休止・廃止の届出書を提出した場合	10
		第4条第1項 第2号	2. 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	国が定める機械器具を指導により所有した場合	10
		第4条第1項 第3号ア・カ	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるとき。(法人の場合役員含む)	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	—
		第4条第1項 第3号イ・カ	4. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。(法人の場合役員含む)	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	—
		第4条第1項 第3号ウ・カ	5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行が終了し、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。(法人の場合役員含む)	指定の取消し		610
	第7条 第1項第2号	第4条第1項 第3号エ・カ	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。(法人の場合役員含む)	指定の取消し		610
			7. 下記の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由がある者として判明したとき。			
		第4条第1項 第3号オ (不誠実な行為)	ア) 工事の変更及び完了等の届出を行わないとき	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	10
			イ) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
			ウ) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
			エ) 給水装置工事設計審査申請書を提出せずに給水装置工事に着手したとき。	指定の取消し		100
オ) 給水装置工事設計審査申請書を提出はしたが、市長の承認を得る前に工事に着手したとき。	指定の取消し		斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	50		
カ) 給水装置工事完成後、完了検査を受けずに給水したとき。	指定の取消し	50				

指定要件 の違反	第7条 第1項第2号	第4条第1項 第3号オ (不誠実な行為)	キ) 無断通水の実施又は、無断通水が可能となる工事を実施したとき。	指定の取消し	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	50
		第4条第1項 第3号オ	ク) メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	100
		第4条第1項 第3号オ・カ	ケ) その他の業務に関し不正又は、不誠実な行為をす るおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 と判明したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
		第4条第1項 第3号オ	コ) 指定停止処分中に工事を施工したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
変更の届出 義務違反	第7条 第1項第3号		1、下記事項について変更の届出をしないとき			
		第6条第1項 第1号	ア) 事業所の名称及び所在地に変更があった日から3 0日以内に届出しないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第6条第1項 第2号	イ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名に変更があった日から30日以内に届 出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第6条第1項 第3号	ウ) 法人の役員の名義に変更があった日から30日以 内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合は、処分の適用外	—
		第6条第1項 第4号	エ) 選任されている主任技術者の氏名等又は、主任技 術者が交付を受けた免状の交付番号に変更があった日 から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第6条第3項	オ) 指定工事業者が事業を廃止又は、休止した日から 30日以内に、また、事業を再開した日から10日以 内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
			2.上記ア～オについて事実と異なる届出をしたと き。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
		第11条 第1項	1. 指定工事業者が指定を受けた日から14日以内 に事業所ごとに主任技術者を選任し市長に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第11条 第2項	2. 指定工事業者が選任した主任技術者が欠けるこ ろから14日以内に新たに主任技術者を選任 し、市長に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第11条 第3項	3. 主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
主任技術者の 選任等違反	第7条 第1項第4号	第11条 第4項	4. 主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者を兼 務し、職務を行うに当たって支障が発生したとき	指定の取消し	指導により 兼務を解除した場合	10

事業の運営に関する基準違反	第7条 第1項第5号	第12条 第1項1号	1. 給水装置工事ごとに指定工事業者が選任した主任技術者を指名しないとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合は、処分の適用外	—
		第12条 第1項2号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ又は、その者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定の取消し	指導により職務に改善が見られた場合	50
		第12条 第1項3号	3. 市の給水区域において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行するとき、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定の取消し	指導により職務に改善が見られた場合	100
		第12条 第1項4号	4. 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会の確保するように努めなかったとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	10
		第12条 第1項5号ア	5. 給水条例第8条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	100
		第12条 第1項5号イ	6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適合しない機械器具を使用したとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	10
		第12条 第1項6号	7. 施工した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に施主の氏名又は名称、施行の場所、施行完了月日、主任技術者氏名、竣工図、工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項、構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存しないとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合記載	50
工事施工に関する義務違反	第7条 第1項第6号	第16条	1. 給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	50
	第7条 第1項第7号	第17条	1. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出に関する市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	50
	第7条 第1項第8号		1. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)

※ その違反行為が、悪質な場合又は、公衆に与える影響が大きいと認められる場合は、処分基準の欄によらず審査委員会の審議とする

指定給水装置工事事業者の違反行為等に関する事務処理フロー



年 月 日

（あて先）

鶴岡市長

様

（所 属）

（職・氏名）

印

違反行為調査兼報告書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第3条第3項の規定により、次のとおり指定給水装置工事事業者の違反行為がありましたので報告します。

1 確認日時

年 月 日 時 分 頃

2 違反行為の内容

内 容 〔当該違反行為の大まかな内容を記載。〕

根拠規程 （鶴岡市指定給水装置工事事業者規程第7条第○項第○号に該当）

3 指定給水装置工事事業者及び主任技術者氏名

（指定番号）	第 号
（事業者名）	〇〇〇〇株式会社
（代表者名）	〇〇 〇〇
（主任技術者氏名）	〇〇 〇〇 [免状番号 第〇〇〇〇〇〇号]
（工事申込番号）	令和〇〇年度 第〇〇〇〇号

4 確認時の状況、事情聴取の内容等

〔当該違反行為における状況、聴取内容を記載。〕

5 添付書類

〔当該違反行為に係る現場状況写真、てん末書等〕

6 備考

（あて先）

〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長

印

違反行為警告書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第4条第2項の規定により、次のとおり違反行為について警告します。

今後、このような違反行為が再発することのないよう、社内での周知徹底を図り、より一層の適正な工事の施行に努めること。

1 警告の内容

〔当該違反行為に基づいた警告内容を記載。〕

2 違反行為等の内容

〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕

〔処分基準別表第1 工事事業者規程第○条第○項第○号○ 〕

今回の違反点数・・・・・・・・・・ 点

（処分の基準）

第4条第2項

別表第1に定める違反行為について、斟酌すべき特段の事情があるとき、又は、指導に従ったときは、同表に定める違反点数により違反点数が100点に達するごとに、1か月の指定停止とし、100点に満たないときは、違反行為警告書（様式第2号）により文書による警告を行うものとする。この場合において、当該違反行為が同表に定める違反内容の2以上に該当するときは、それぞれの違反点数の合計、また消滅していない過去の違反点数がある場合は、それを加算し違反点数とする。

（あて先）

〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長



聴 聞 通 知 書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第2項の規定による聴聞を次の通り行いますので、通知します。

1 聴聞の件名

〔当該違反行為の件名を記載。〕

2 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令等の条項

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

3 不利益処分の原因となる事実

〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕

4 聴聞の期日及び場所

年 月 日（ ） 午前 時 分

鶴岡市上下水道部水道課

5 主宰者の氏名及び職名

技術管理者

6 聴聞に関する事務担当

水道課

（備考）

1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類や証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出すること、又は聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2 聴聞が終結するまでの間、市長に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結する場合があります。

番 年 月 号 日

（あて先）
鶴岡市長 様

届出者 住所
氏名

印

陳 述 書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第 6 条第 4 項の規定による陳述書を次のとおり提出します。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる 事実その他当該事案の 内容についての意見	

聴 聞 調 書

作成年月日	年 月 日	主宰者	職名 技術管理者 氏名	印
聴 聞 の 件 名				
聴 聞 の 期 日 及 び 場 所				
指定給水装置工事事業者名				
陳述書提出の有無				
聴聞出頭の有無		出 頭 不出頭（理由）		
出頭者の職名及び氏名				
上下水道部職員が行った説明 の要旨				
証 拠 書 類 等 の 表 目				
その他参考となるべき事項				

聴 聞 報 告 書

作成年月日	年 月 日	主宰者	職名 技術管理者 氏名	印
聴 聞 の 件 名				
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張				
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に対 しての見解				
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由				

番 年 月 号
日

（あて先）

〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長

弁明の機会の付与に関する通知書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第6項の規定による弁明の機会を次のとおり付与しますので、通知します。

1 弁明の機会の付与の件名

〔当該違反行為の件名を記載。〕

2 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令等の条項

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

3 不利益処分の原因となる事実

〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕

4 弁明書の提出先

鶴岡市上下水道部水道課

5 弁明書の提出期限

年 月 日

（備考）

- 1 弁明書の提出に併せて証拠書類や証拠物を提出することができます。

年 月 日

（あて先）
鶴岡市長

様

提出者の住所
氏名

弁 明 書

令和 年 月 日付けで通知のあった弁明の機会の付与に関し、鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第 6 条第 6 項の規定による弁明書を次のとおり提出します。

弁 明 の 機 会 の 付 与 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実 その他当該事案の内容について の意見	

弁 明 報 告 書

作成年月日	年 月 日	報告者	職名	氏名	印
弁 明 の 機 会 の 付 与 の 件 名					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由					

年 月 日

鶴岡市上下水道部
指定給水装置工事事業者審査委員会

水道課長

処 分 方 針 （ 案 ）

〇〇工事店の違反行為あたり、鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第6条8項の規定により、次のとおり処分方針（案）を作成したので報告いたします。

1 処分の内容

〔当該違反行為の処分の内容を記載。指定の停止の場合は下記も記載。〕

（ 指定の停止〇箇月 ）

2 違反行為等の内容

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

（鶴岡市指定給水装置工事事業者規程第7条第〇項第〇号に該当）

（別表第1 違反行為に係る処分基準内容を記載）

3 違反点数の内容

今回の違反点数・・・・・・・・・・・・・・・・	点
過去2年の累積違反回数（今回含む）・・・・・・・・	回
過去2年の累積違反点数（今回含む）・・・・・・・・	点

番 年 月 号
日

（あて先）

〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長

印

通 知 書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり来庁を求めます。

1 来庁を求める日時及び場所

日時 年 月 日 時 分
場所

2 理由

違反行為に係る処分通知のため

※ なお、来庁の際はこの通知書を持参し、担当者へ提示してください。また、上記の日時に来庁できない理由がある場合は連絡してください。

担当者職氏名 ○ ○ ○ ○

電話番号

（あて先）
〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長 印

処 分 通 知 書

あなたに対する不利益処分にあたり、鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第4条の規定により、次のとおり処分を決定したので通知します。

- 1 処分の内容
- 〔当該違反行為の処分の内容を記載。指定の停止の場合は下記も記載。〕
- （ただし、 年 月 日から 年 月 日まで）

- 2 違反行為等の内容
- 〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕
- （鶴岡市指定給水装置工事事業者規程第7条第○項第○号に該当）

- 3 違反点数の内容
- | | |
|-------------------|---|
| 今回の違反点数（今回含む） | 点 |
| 過去2年の累積違反回数（今回含む） | 回 |
| 過去2年の累積違反点数（今回含む） | 点 |

教示（行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示）
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鶴岡市を被告として（鶴岡市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

鶴岡市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、鶴岡市給水条例（平成17年鶴岡市給水条例第249号）第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に対する定期的な研修（以下「研修」という。）の実施等に関し必要な事項を定め、指定工事業者への情報提供及び指定工事業者の技術力の維持向上の確保を目的とする。

（研修対象者等）

第2条 研修の対象は、全ての指定工事業者とし、研修に参加する者は、研修の内容を社内の周知や教育を実施できる者とする

（研修の時期）

第3条 研修は、原則として3年に1回開催する。

（研修の通知）

第4条 管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、研修を開催するときは、研修を開催する日の30日前までに、指定工事業者に対して、研修の日時、場所等を文書により通知するものとする。

（研修の参加手続）

第5条 研修に参加しようとする指定工事業者は、指定給水装置工事事業者研修参加申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（修了証の交付）

第6条 市長は、研修を修了した指定工事業者に対して、修了証書（様式第2号）を交付するものとする。

（不参加理由書の提出）

第7条 研修に参加しなかった指定工事業者は、書面で理由を明記し市長に提出するものとする。

附則

この要綱は、平成２０年６月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

指定給水装置工事事業者研修参加申込書

年 月 日

鶴岡市長

様

申込者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

指定給水装置工事事業者研修に参加を申し込みます。

指 定 番 号	第 号
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
法 人 番 号	法人番号
研 修 参 加 者	
氏 名	主任技術者の場合は免状交付番号
	第 号

修 了 証 書

指定番号 第 号

氏名又は名称

年度鶴岡市指定給水装置工事事業者の
研修を修了したことを証します

年 月 日

鶴岡市長

中高層建物直結給水施行基準

1. 目的

この中高層建物直結給水施行基準は、「直結直圧給水施行基準（平成１２年制定）」と「直結増圧給水施行基準（平成１９年制定）」を統合し、中高層建物へ直結給水する給水装置の設計及び施工に関して必要事項を定め、工事の適正な施行及び安全・安心な水道水の供給と給水サービスの向上を図ることを目的とする。

この基準の定めのないものについては、「給水装置工事設計施工指針」（以下「施工指針」という。）による。

2. 定義

この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）中高層建物

３階以上１０階程度までの建物をいう。

（２）専用住宅

専ら居住の用に供する建築物をいう。

（３）集合住宅

専用住宅を集合した建物をいう。

（４）直結直圧式

直結方式の一つで、配水管の水圧のみを利用して直接給水する方式をいう。

（５）直結増圧式

直結方式の一つで、給水管の途中に増圧装置を設置し給水する方式をいう。

（６）直結直圧高置水槽式

受水槽式で給水している既設建物で、直結給水に切り替えることができない場合等、配水管の水圧のみを利用して高置水槽まで直接給水する方式をいう。

（７）直結増圧高置水槽式

受水槽式で給水している既設建物で、直結給水に切り替えることができない場合等、給水管の途中に増圧装置を設置し、高置水槽まで直接給水する方式をいう。

（８）併用方式

一つの建物で、直結直圧式、直結増圧式及び受水槽式の給水方式を併用する方式をいう。

給水方式図

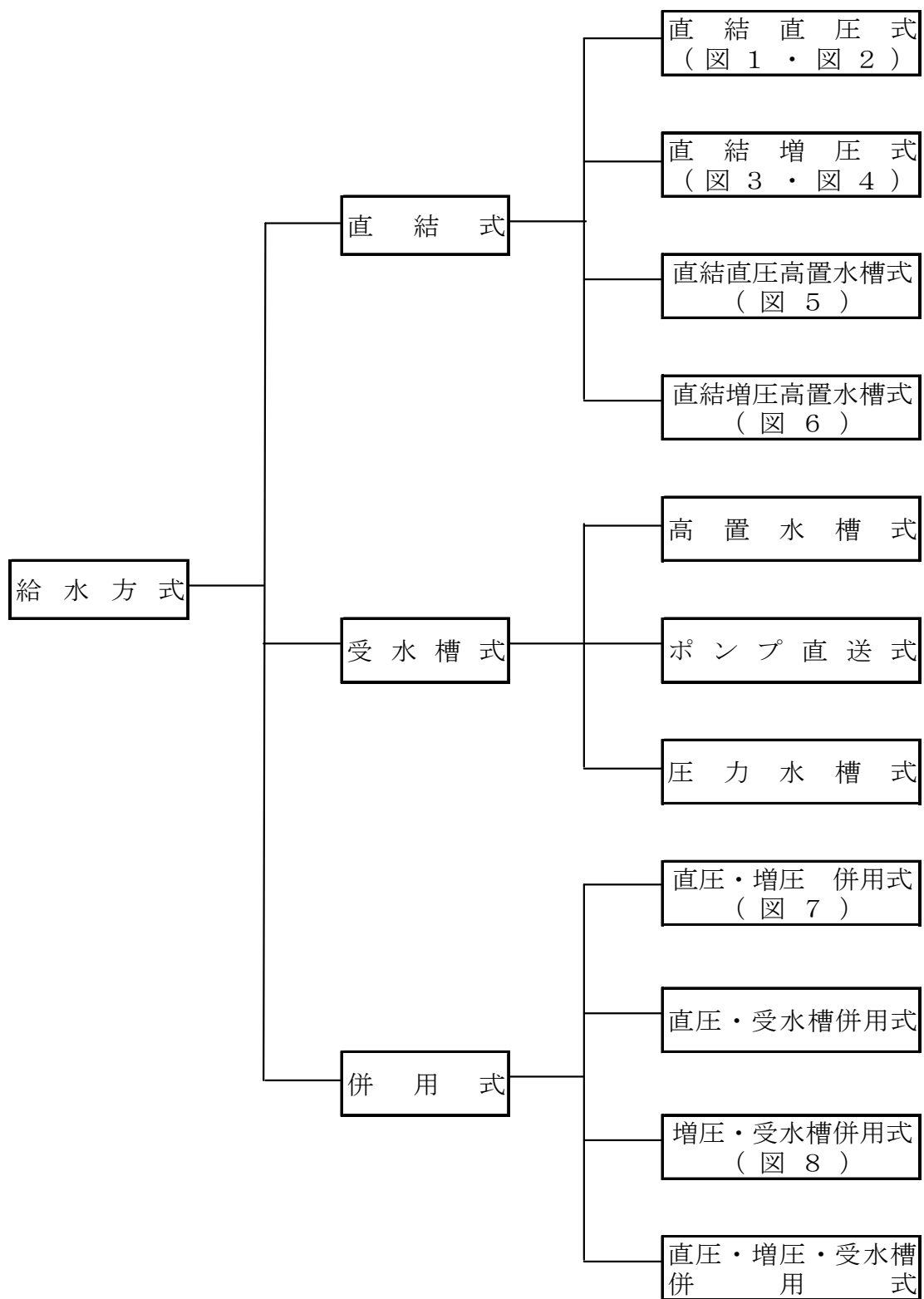


図1 直結直圧式(専用住宅)

5階建て専用住宅の例

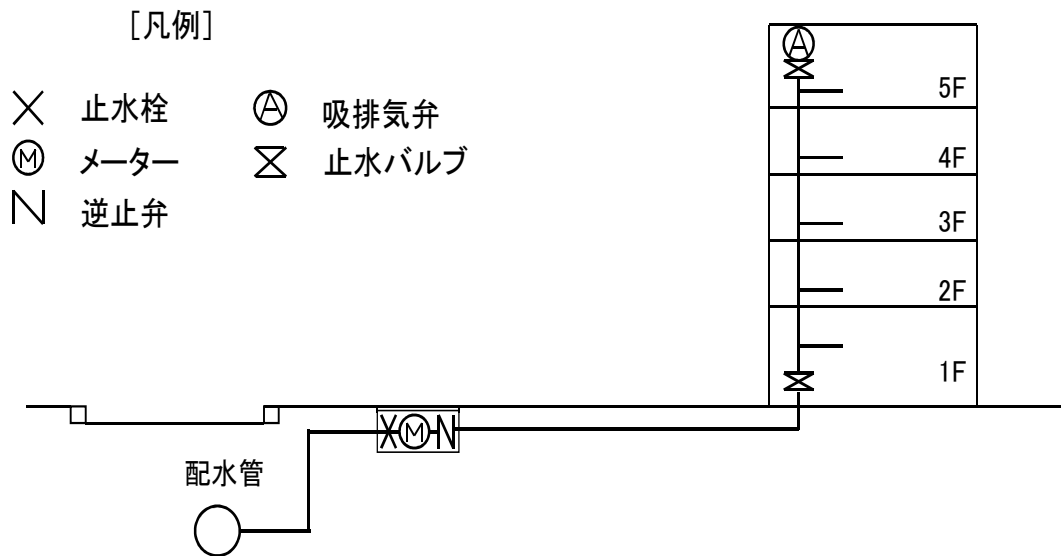


図2 直結直圧式(集合住宅)

5階建て集合住宅の例

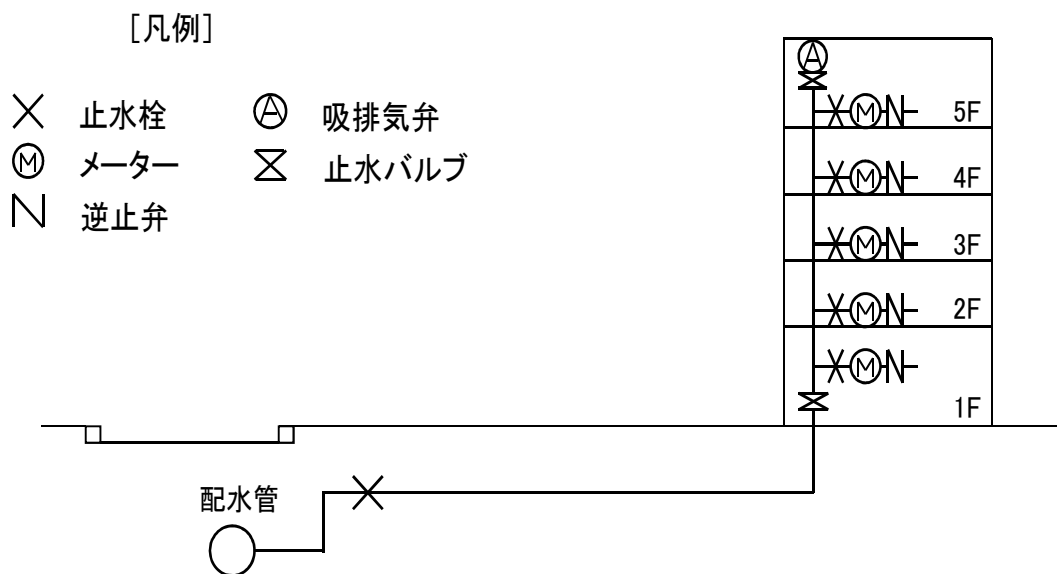


図3 直結増圧式(専用住宅)

5階建て専用住宅の例

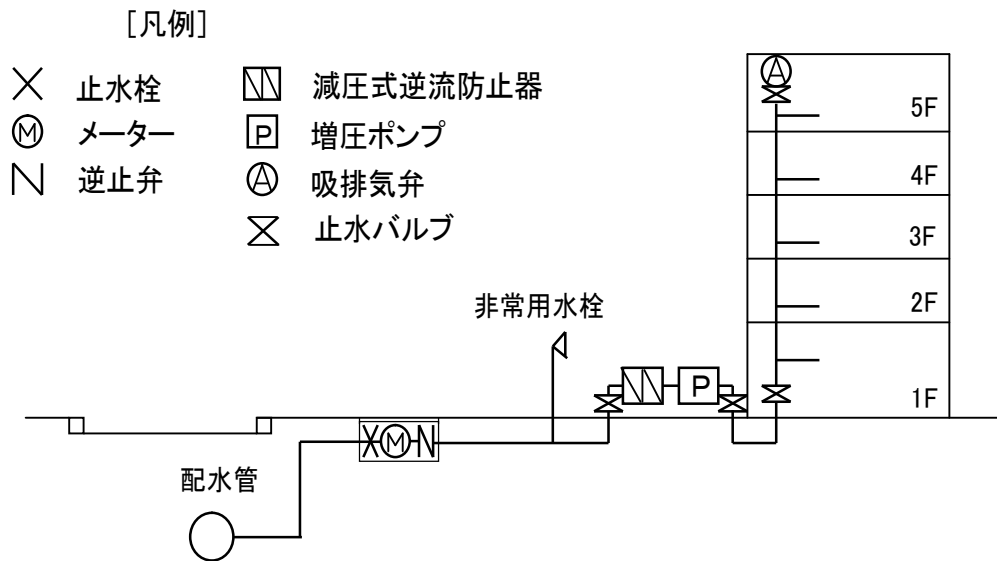


図4 直結増圧式(集合住宅)

10階建て集合住宅の例

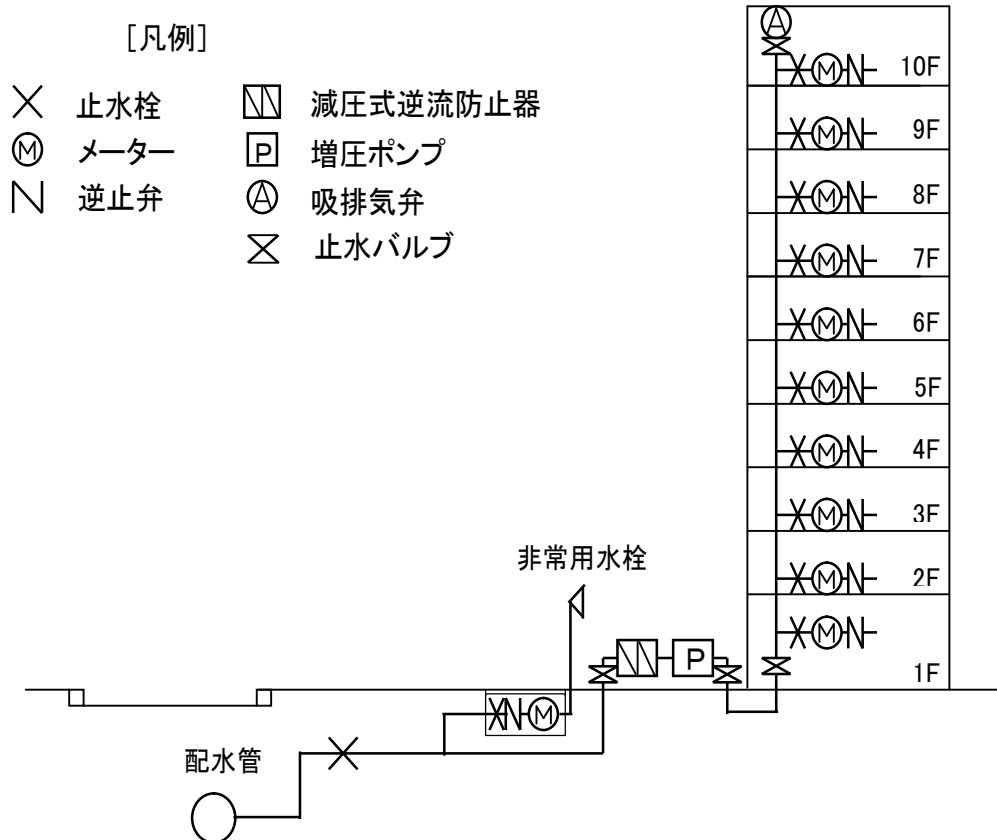


図5 直結直圧高置水槽式

4階建て専用住宅の例

[凡例]

× 止水栓

Ⓜ メーター

N 逆止弁

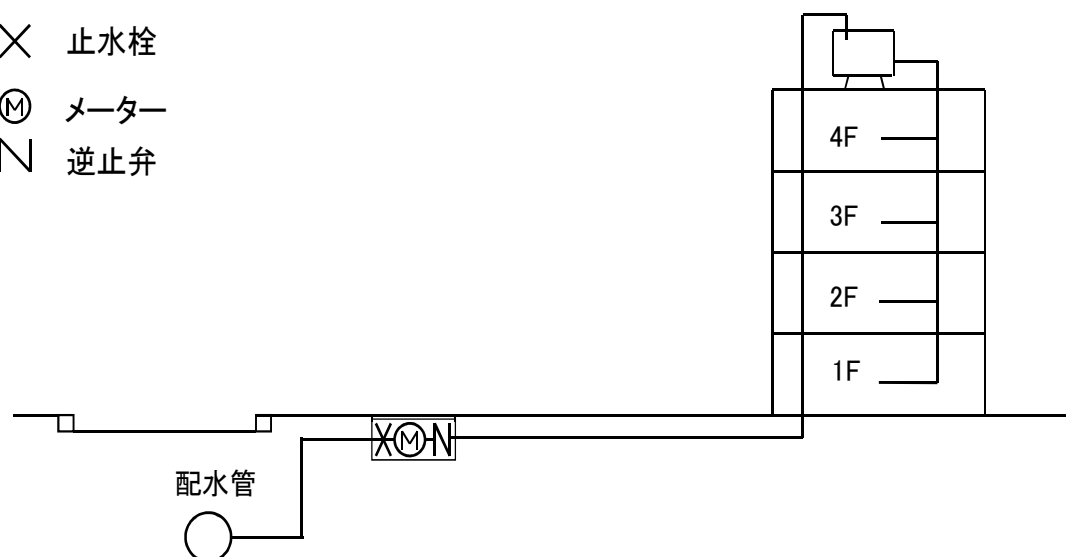


図6 直結増圧高置水槽式

5階建て専用住宅の例

[凡例]

× 止水栓

Ⓜ メーター

N 逆止弁

減圧式逆流防止器

増圧ポンプ

止水バルブ

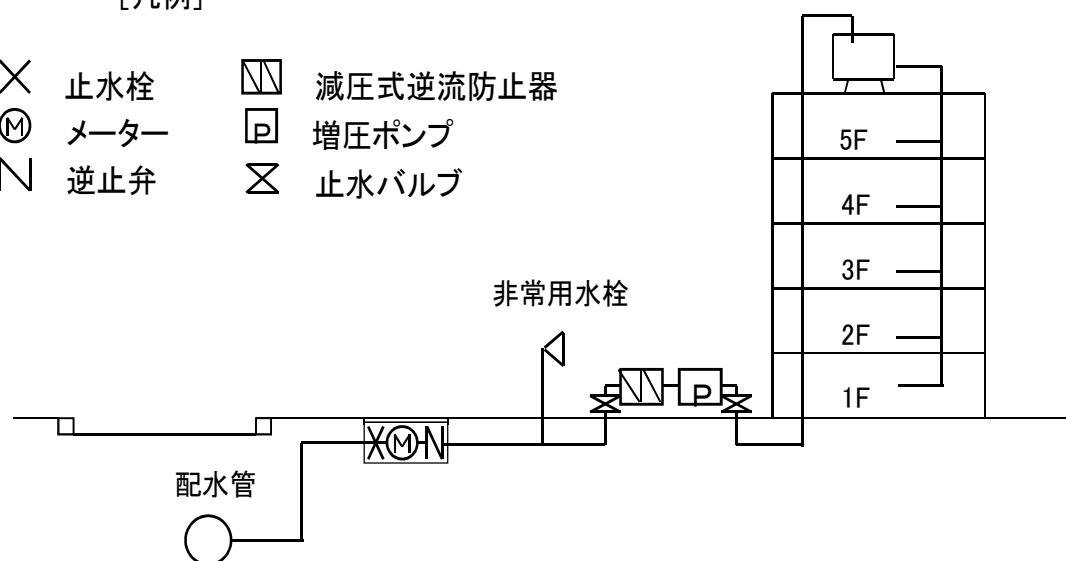


図7 直結直圧式と直結増圧式

店舗・事務所と集合住宅の例

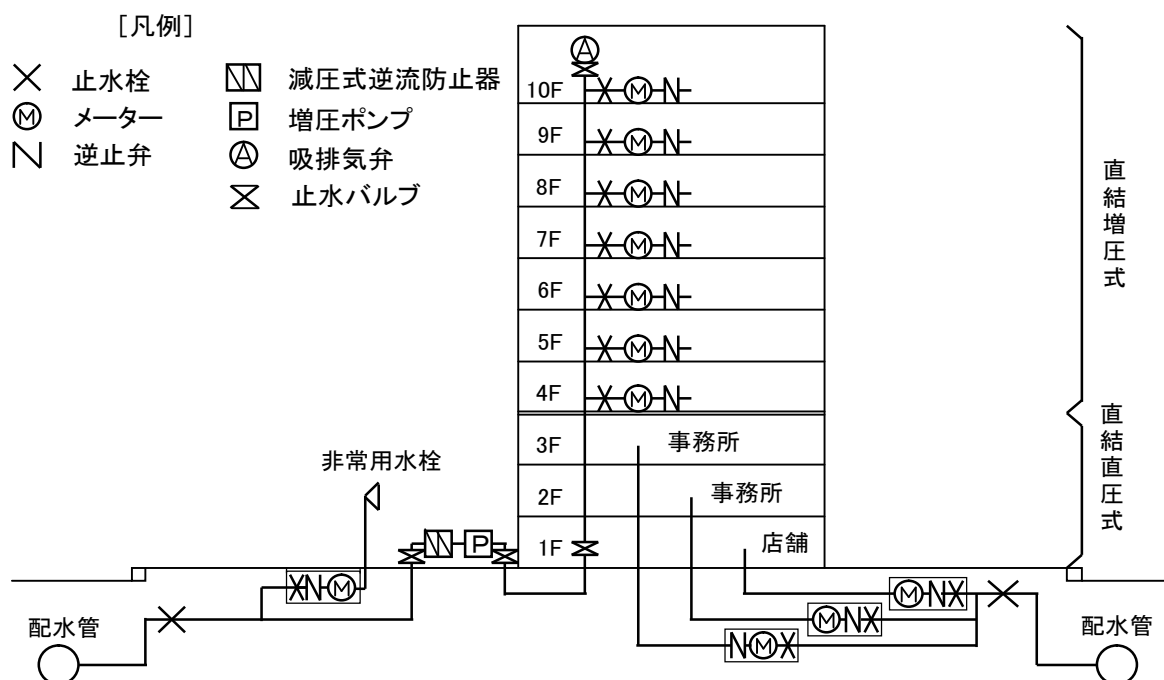
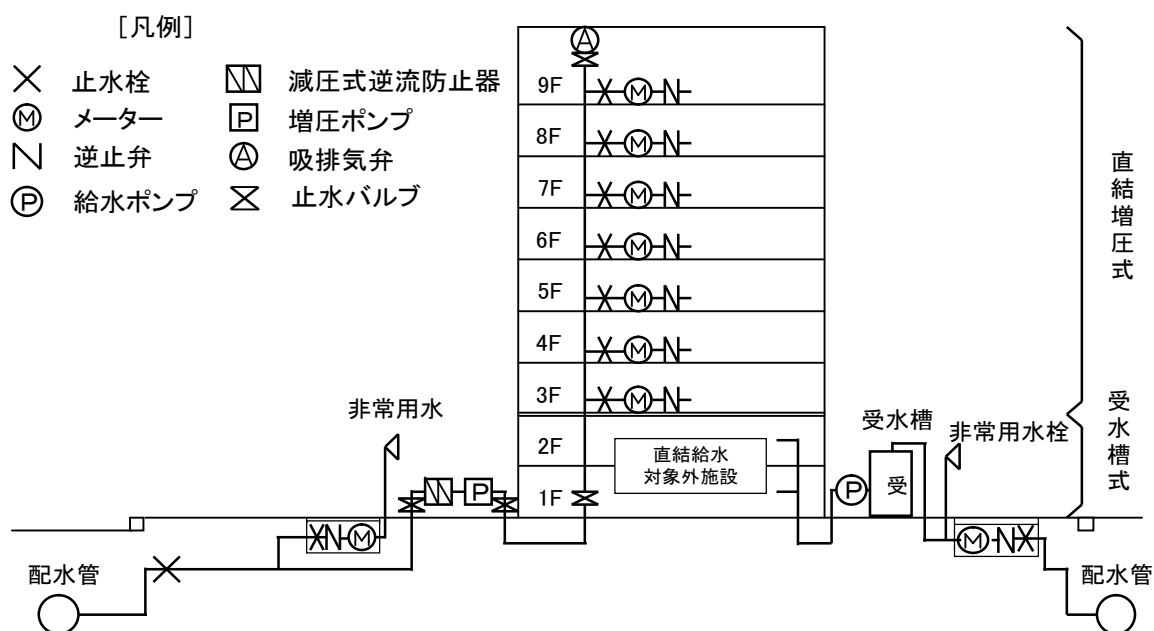


図8 直結増圧式と受水槽式

直結給水出来ない施設と集合住宅の例



3. 適用要件

(1) 対象地域

直結給水の対象地域は、配水管水圧が本基準に定める水圧を確保できる地域とする。

(2) 配水管水圧

1)直結直圧式は、0.20MPa以上の最小動水圧を確保している地域とする。

2)直結増圧式は、0.15MPa以上の最小動水圧を確保している地域とする。

(3) 対象建築物

1)直結直圧式は、概ね5階までとする。

2)直結増圧式は、概ね10階までとする。

3)次の建物は、対象建築物から除く。

①災害時、事故等による断減水時にも、給水の確保が必要な建物。

②一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある建物。

③配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建物。

④薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある建物。

(4) 分岐対象配水管

分岐可能な配水管は、口径75mm以上とする。

(5) 分岐給水管

給水管の取出し口径は、管網を形成している地域は配水管の1段落ちまでの口径、行き止り管の場合は2段落ちまでの口径とする。

4. 給水方式の併用

(1) 同一建物へ給水方式が同一の場合は、配水管からの分岐引込みは原則1ヶ所とする。

ただし、給水方式を併用する場合は、それぞれ引込むことができる。

(2) 給水方式の併用を行う場合は、クロスコネクション（誤接続）等の事故を防止する配管形態とすること。

(3) 併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統の識別ができるよう配管等に表示を行うこと。

1)配管の色

①直結直圧式・・・・青色

②直結増圧式・・・・黄色

③受水槽式・・・・橙色

5. 事前協議

(1) 事前協議申請

中高層建物へ直結給水をしようとする者は、「直結直圧給水事前協議申請書(様式第1号)」若しくは「直結増圧給水事前協議申請書(様式第2号)」及び下記書類を水道部に提出し、事前協議を行うものとする。

1)位置図

2)計画使用水量の計算書

3)水理計算書

4)図面

(2) 事前協議回答

水道部は、申請者に事前協議による結果を「直結直圧給水事前協議回答書(様式第3号)」若しくは「直結増圧給水事前協議回答書(様式第4号)」により回答する。

6. 設計

(1) 計画使用水量

計画使用水量及び同時使用水量(瞬時最大使用水量)の算定は「施工指針第三章 4. 計画使用水量」による。

また、集合住宅の同時使用水量(瞬時最大使用水量)は、戸数式(BL基準)で算出する。

(2) 給水管口径

給水管口径は、計画瞬時最大使用水量時に管内流速が2.0 m/sec以下とする。

(3) メーター口径

メーターは、計画瞬時最大使用水量で適正な流量範囲を超えない口径とする。

(4) 水理計算

1)直結直圧式の水理計算

計画瞬時最大使用水量時に末端最高位の給水器具で0.03 MPa、ただし給湯器、シャワーを設置する場合は、0.05 MPaの水圧が確保されること。

2)直結増圧式の水力計算

増圧装置の吐水圧は、計画瞬時最大使用水量時に末端最高位の給水器具を使用するために必要な最低圧力 0.05MPa 以上を確保できるように設定する。

P_0 : 設計水压 (配水管水压)

P_1 : 配水管と増圧装置との高低差

P_2 : 減圧式逆流防止器一次側の給水器具の圧力損失

P_3 : 減圧式逆流防止器及び増圧装置の圧力損失

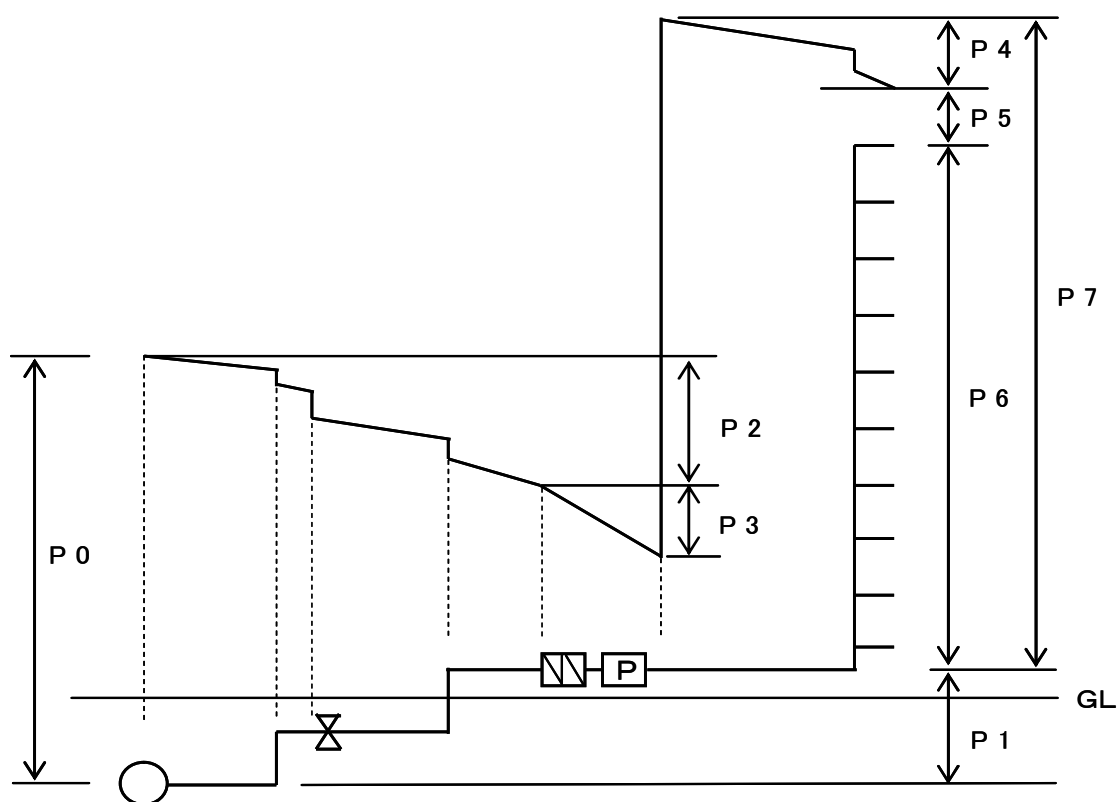
P_4 : 増圧装置二次側の給水器具の圧力損失

P_5 : 末端最高位の器具を使用するための必要最小動水压 $\leq 0.05\text{MPa}$

P_6 : 増圧装置と末端最高位の器具との高低差による圧力損失

P_7 : 吐出圧力設定値 ($= P_4 + P_5 + P_6$)

直結増圧式動水勾配線図



7. 給水装置の構造及び材質

(1) 増圧装置

- 1) 増圧装置は、水道用直結加圧形ポンプユニット（以下「ポンプユニット」という。）及び水道用減圧式逆流防止器（以下「逆流防止器」という。）とで構成する。
- 2) ポンプユニット及び逆流防止器は、構造材質の基準に適合する日本水道協会規格 JWWA B 130、同規格 JWWA B 134 または同等以上の性能を有するものとする。
- 3) 逆流防止器は、ポンプユニット 1 次側に設置する。
- 4) 増圧装置の 1 次側及び 2 次側に止水バルブを設置する。
- 5) 増圧装置の呼び径は、増圧装置 1 次側の口径と同径またはそれ以下とする。
また、メーターを増圧装置 1 次側に設置する場合の増圧装置の呼び径も、メーター口径と同径またはそれ以下とする。
- 6) 1 給水管に対し 1 増圧装置とする。
- 7) 設置場所は 1 階または地階部分とし、浸水のおそれがなく、定期点検・保守作業が容易に行える場所に設置し、防音、防水、振動、凍結の対策を講ずるものとする。
- 8) 自動停止、復帰の設定圧力は次によること。
 - ① 自動停止の設定圧力⇒増圧装置流入設計水圧－0.05 MPa
 - ② 自動復帰の設定圧力⇒増圧装置流入設計水圧

(2) 逆流防止装置

- 1) 直結増圧式の場合は、ポンプユニット 1 次側に逆流防止器を設置する。
- 2) 3 階以上に給水装置を設ける場合、及び集合住宅で戸別にメーターを設置する場合は、1 次側に開閉防止型ボール止水栓、メーターの 2 次側に単式逆止弁付メーターユニオンを設置する。

(3) 非常用水栓

直結増圧式で給水する場合は、増圧装置の故障及び停電時に備え、応急給水用の非常用水栓を増圧装置 1 次側の 1 階に設置する。

(4) メーターの設置

- 1) 専用住宅の場合は、地付けメーターとする。
- 2) 3 階以上の集合住宅は、各階層パイプシャフト内に戸別にメーターを設置する。
- 3) 非常用水栓のメーターは単独に設置する。

(5) その他の給水装置

- 1) 立ち上り主管は、原則としてパイプシャフト内に配管し最上階まで同口径とし、立ち上り系統毎に止水装置を設置する。

2)立ち上り主管の最上部に、止水装置及び吸排気弁を設置し、必要な排水設備を設ける。

3)増圧装置により低階層の給水圧力が過大となる場合は、減圧弁を設置する。

8. その他の留意事項

(1) 直結増圧式から、消火用設備、空調用設備等へ直接連結してはならない。

消火用設備に常時水を確保する必要がある場合は、専用の消火用水槽または消火用補給水槽を設置すること。

(2) 水道連結型スプリンクラー設備は、直結増圧式には設置しないこと。

9. 受水槽式又は他の給水から直結給水への切替え

(1) 受水槽式又は他の給水の既設建物を直結給水に切替える場合は、既設配管を再使用せず新設配管とすることが望ましいが、既設配管を再使用する場合は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の基準適合品であること。

1)試験水圧

耐圧試験の水圧は、0.75 MPaを2分間保持すること。

2)所要水頭

瞬時最大流量時に末端給水栓で水圧測定を行い、必要最小動水圧が確保されることが。

3)水質試験

直結給水の切替え前において、水道法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。

採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。

試験項目は、味、臭気、色度、濁度、鉄、PHとする。

(2) 高置水槽への給水

直結給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を経由しない給水方式を原則とする。

ただし、水圧試験が実施できない場合、高置水槽以下が「給水装置の構造及び材質の基準」に適合しない場合は、既設の高置水槽へ直結給水できる。

10. 給水装置の維持管理

(1) 給水条件承諾書の提出

申請者は、「直結直圧給水条件承諾書（様式第5号）」若しくは「直結増圧給水条件承諾書（様式第6号）」を給水装置工事申込時に水道部に提出するものとする。

(2) 維持管理

維持管理については、「直結直圧給水条件承諾書（様式第5号）」若しくは「直結増圧給水条件承諾書（様式6号）」の内容に基づき、所有者が適正に行うものとする。

- 1)直結増圧給水の場合は、停電、故障等により増圧装置が停止した時は断水になることを使用者に周知すること。
- 2)増圧装置の機能を適正に維持するため、1年以内ごとに1回以上の点検を専門業者が行うこと。
- 3)警報装置の設置、管理者の連絡先の標示等、緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう措置を講ずること。

1 1. 手続き

(1) 様式

- 1)様式第1号 「直結直圧給水事前協議申請書」
- 2)様式第2号 「直結増圧給水事前協議申請書」
- 3)様式第3号 「直結直圧給水事前協議回答書」
- 4)様式第4号 「直結増圧給水事前協議回答書」
- 5)様式第5号 「直結直圧給水条件承諾書」
- 6)様式第6号 「直結増圧給水条件承諾書」

裏面 「直結増圧装置における維持管理について」

(2) 変更等の届出

下記事項に該当する場合は、給水装置工事設計変更申請を行うこと。

- 1)計画使用水量に変更が生じた場合。
- 2)給水装置工事申込み後、給水管の口径に変更が生じた場合。

附則

この基準は、平成23年11月1日から施工する。

「直結直圧給水施行基準」、「直結増圧給水施行基準」は廃止する。

直結直圧給水事前協議申請書

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

指定給水装置工事事業者

下記の建物に直結直圧給水を行いたいので、事前協議を申請します。

給水装置番号	第	号	建 物 名 称	
装 置 場 所				
建 物 概 要 給 水 概 要	建物用途	☐ 一戸建て専用住宅 ☐ 集合住宅(アパート・マンション)		
		☐ 店舗付き住宅 ☐ その他 ()		
	建 築 物	☐ 新築 階高 m ☐ 改築 階高 m		
	建築階高	地上 階 地下 階		
	給水階高	地上 階 地下 階		
	給水装置	☐ 新設 ☐ 改造		
	給水戸数	戸	給水栓数	栓
方式併用	☐ なし ☐ 有 ()			
工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月			
計 画 水 量	計画使用水量 ℓ/日 瞬時最大流量 ℓ/min (ℓ/sec)			
分 岐 口 径	配水管 DIP. VP. HPPE. その他 φ mm × 給水管 φ mm			
添 付 書 類	①位置図 ②計画使用水量の計算書 ③水理計算書 ④図面 ⑤その他			

備 考

直結増圧給水事前協議申請書

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

指定給水装置工事事業者

下記の建物に直結増圧給水を行いたいので、事前協議を申請します。

給水装置番号	第	号	建 物 名 称	
装 置 場 所				
建 物 概 要 給 水 概 要	建物用途	☐ 一戸建て専用住宅		☐ 集合住宅(アパート・マンション)
		☐ 店舗付き住宅		☐ その他 ()
	建 築 物	☐ 新築 階高 m		☐ 改築 階高 m
		建築階高		地上 階 地下 階
	給 水	給水階高		地上 階 地下 階
		給水装置		☐ 新設 ☐ 改造
	概 要	給水戸数		戸 給水栓数 栓
		方式併用		☐ なし ☐ 有 ()
工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月			
計 画 水 量	計画使用水量 ℓ/日 瞬時最大流量 ℓ/min (ℓ/sec)			
分 岐 口 径	配水管 DIP. VP. HPPE. その他 φ mm × 給水管 φ mm			
添 付 書 類	①位置図 ②計画使用水量の計算書 ③水理計算書 ④図面 ⑤その他			
ポンプ型式	メーカー名		型 式 名	
ポンプ仕様	ポンプ口径	mm	最大給水量	ℓ/min

備 考

直結直圧給水事前協議回答書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 様

鶴岡市長 (印)

平成 年 月 日付けで申請ありました直結直圧給水事前協議について、
次のとおり回答します。

給水装置番号	第	号	建 物 名 称
装 置 場 所			

回答内容

当該建物の直結直圧給水について調査・検討の結果

- ☐ 直結直圧給水が可能ですので、下記内容を厳守し設計を行って下さい。
- 配水管の切替工事及び事故等、計画的あるいは緊急に断水・減水・濁り水等を伴うことがありますので、給水方式による長所・短所を十分考慮のうえ最適な給水方式を採用して下さい。
 - 給水装置の設計に当たっては、「給水装置工事設計施行基準」及び「中高層建物直結給水施行基準」に基づいて下さい。
 - 給水装置工事申込み時に、「直結直圧給水条件承諾書」(様式5号)を添付すること。
 - 建築規模等に変更がある場合は、再協議を行うこと。
 - その他
- ☐ 下記理由により直結直圧給水が不可能ですので、他の給水方式を採用して下さい。
- 直結直圧給水対象外建物です。
 - 当該地は、申請物件に必要とする水圧が確保されていません。
 - 当該地の配水管に影響を与えるため、直結直圧給水が不可能です。
 - その他の理由

指定給水装置工事事業者

直結増圧給水事前協議回答書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 様

鶴岡市長 印

平成 年 月 日付けで申請ありました直結増圧給水事前協議について、
次のとおり回答します。

給水装置番号	第	号	建 物 名 称
装 置 場 所			

回答内容

当該建物の直結増圧給水について調査・検討の結果

- ☐ 直結増圧給水が可能ですので、下記内容を厳守し設計を行って下さい。
- 配水管の切替工事及び事故等、計画的あるいは緊急に断水・減水・濁り水等を伴うことがありますので、給水方式による長所・短所を十分考慮のうえ最適な給水方式を採用して下さい。
 - 給水装置の設計に当たっては、「給水装置工事設計施行基準」及び「中高層建物直結給水施行基準」に基づいて下さい。
 - 給水装置工事申込み時に、「直結増圧給水条件承諾書」(様式6号)を添付すること。
 - 建築規模等に変更がある場合は、再協議を行うこと。
 - その他
- ☐ 下記理由により直結増圧給水が不可能ですので、他の給水方式を採用して下さい。
- 直結直圧給水対象外建物です。
 - 当該地は、申請物件に必要とする水圧が確保されていません。
 - 当該地の配水管に影響を与えるため、直結増圧給水が不可能です。
 - その他の理由

指定給水装置工事事業者

直結直圧給水条件承諾書

年 月 日

鶴岡市長 様

給 水 装 置 番 号	第	号	建 物 名 称	
装 置 場 所				
申 込 者 (所 有 者)	住 所			
	氏 名			
	電話番号	— —		
管 理 者	住 所			
	氏 名			
	電話番号	— —		

直結直圧給水を行うにあたり、下記の条件を承諾します。

記

1. 使用者への周知について
 - ①計画的及び緊急的断水の際に、水の使用ができなくなること。
 - ②計量法に基づく水道メーターの取替及び水道メーターの異常等による取替の際に断水すること。
 - ③入館規制のある建物は、検針及び開閉栓業務等で入館する許可を上下水道部に与えてあること。
2. メーター交換について

計量法に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常等による取替で断水すること。
3. 入館の許可について

水道メーターの交換、検針及び開閉栓業務等で入館する許可を上下水道部に与えること。
4. 損害賠償について

直結直圧給水の施行に起因して、逆流または漏水等が発生し、上下水道部若しくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。
5. 既設配管使用の責任について

既設の給水装置を使用して直結直圧給水を施行した場合、これに起因する漏水等の事故については所有者(設置者)または使用者の責任において解決するとともに、上下水道部の指示により速やかに改善すること。
6. 所有者等の変更の届出について

給水装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者または管理人にこの条件承諾事項を継承し、上下水道部に届け出ること。
7. 関係法令の遵守

上記各項のほか、取扱い上必要な事項は、水道法及び鶴岡市給水条例等の関係法令を遵守すること。

直結増圧給水条件承諾書

年 月 日

鶴岡市長

様

給 水 装 置 番 号	第	号	建 物 名 称	
装 置 場 所				
申 込 者 (所 有 者)	住 所			
	氏 名			
	電話番号	— —		
管 理 者	住 所			
	氏 名			
	電話番号	— —		

直結増圧給水を行うにあたり、下記の条件を承諾します。

記

1. 使用者への周知について

- ①直結増圧装置の故障等の緊急時に備え、管理者の連絡先を明示し周知を図ること。
- ②停電、故障等により増圧装置が停止し、断水及び濁水が生じた場合は、非常用水栓を使用すること。
- ③計画的及び緊急的断水の際に、水の使用ができなくなること。
- ④計量法に基づく水道メーターの取替及び水道メーターの異常等による取替の際に断水すること。
- ⑤入館規制のある建物は、検針及び開閉栓業務等で入館する許可を上下水道部に与えてあること。

2. 定期点検等について

直結増圧装置の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回以上の定期点検を専門業者が行うとともに、必要に応じ保守点検や修繕を行うこと。

3. メーター交換について

計量法に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常等による取替で断水すること。

4. 入館の許可について

水道メーターの交換、検針及び開閉栓業務等で入館する許可を上下水道部に与えること。

5. 損害賠償について

直結直圧給水の施行に起因して、逆流または漏水等が発生し、上下水道部若しくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。

6. 既設配管使用の責任について

既設の給水装置を使用して直結直圧給水を施行した場合、これに起因する漏水等の事故については所有者(設置者)または使用者の責任において解決するとともに、上下水道部の指示により速やかに改善すること。

7. 関係法令の遵守

上記各項のほか、取扱い上必要な事項は、水道法及び鶴岡市給水条例等の関係法令を遵守すること。

直結増圧装置における維持管理について

この建物の水道には、直結増圧装置が設置されていますが、この装置を設置した場合、適正な維持管理を行わないと給水に支障が生じることがあります。

つきましては、次の事項を十分ご理解のうえ、使用するよう心がけて下さい。

1. 給水装置の維持管理上の注意事項

- (1)直結増圧装置を含む給水設備は水道法上の給水装置であり、鶴岡市給水条例17条により管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります
- (2)正常な給水、逆流の防止等、装置の機能維持の観点から、増圧装置について1年以内ごとに1回以上の定期的な保守点検を行う必要があります。
- (3)増圧装置の周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などに設備が水没することのないように注意して下さい。
- (4)地震、その他の異常があった場合など必要と認められるときは、そのつど点検を行って下さい。
- (5)給水装置の改造、修繕工事などの工事を行うときは、鶴岡市指定給水装置工事事業者に依頼して下さい。
- (6)メーターの設置については、交換作業が容易に行え、また検針に支障がないようにして下さい。

2. 事故及び故障時の対応

- (1)ポンプ停止等、装置の故障の修理等は、増圧装置の製造業者が対応します。
緊急時の連絡先は、装置に明示してありますので確認して置いて下さい。
- (2)停電及び増圧装置の故障等により、給水に支障が生じた場合でも、配水管の水圧が通常どおりであれば、通電または修理が完了するまで1階に設置している非常用水栓が使用できます。
- (3)水道部の工事等により断水や濁水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いします。

3. 賃貸する場合

この装置を設置した建物を第三者に賃貸する場合は、使用者等にこの装置の使用上の注意等を周知させて下さい。

4. 損害の賠償

この装置に起因して逆流または漏水が発生し損害が生じた場合、所有者にて解決して下さい。

5. 調査の承諾と改善指示の履行

この装置の構造、材料及び維持管理状況等に関し、水道部が必要と認めたときは調査させていただきます。また、調査の結果不適正な場合は、改善の指導を行いますので指定期間内に改善して下さい。

6. 所有者または管理者の変更の届出

所有者または管理者に変更があった場合は、速やかに上下水道部に届け出て下さい。

受水槽以下設備の指導基準

1. 目的

受水槽以下の設備は水道法（以下「法」という。）に規定する給水装置に該当するものではないが、飲用水を供給するという観点から、設計及び施工に関し基準を定め、構造及び材質の安全を期すことを目的とする。

2. 定義

受水槽以下設備とは、当市で供給する水道水のみを水源とし、受水槽式給水により給水される設備をいう。

3. 適用範囲

当市で供給する水道水のみを水源とし、受水槽式給水により給水される施設。

（１）簡易専用水道

法第３条第７項に定める受水槽の有効容量の合計が１０ｍ^３を超え、法適用を受けるもの。

（２）小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量が１０ｍ^３以下で法適用を受けないもの。

「山形県飲用井戸等衛生対策要領」が適用される。

4. 事前協議

（１）事前協議申請

受水槽式給水をしようとする者は、「受水槽式給水事前協議申請書（様式第１号）」に下記書類を添付し、上下水道部と事前協議を行うものとする。

1)位置図

2)計画使用水量の計算書

3)水理計算書

4)図面

①給水装置工事設計図

②受水槽詳細図（吐水口空間、有効水深等）

（２）事前協議回答

上下水道部は、申請者に事前協議による結果を「受水槽式給水事前協議回答書

(様式第2号)」により回答する。

5. 設計

(1) 容量

- 1)受水槽の容量は、計画一日使用水量の 4/10～6/10 程度とする。
- 2)高置水槽を設置する場合は、計画一日使用水量の 1/10 程度とする。

(2) 構造・材質

受水槽の構造、材質は、建築基準法等に基づくものとし、保守点検が容易にでき、水槽内の水が汚染されず、十分な強度を有し、水密性に富むものであること。

材料は、FRP（ガラス繊維強化ポリエステル）、鋼板、ステンレス等がある。

- 1)受水槽の保守点検が外部から容易にかつ安全にできるよう、上部 1 0 0 c m 以上、底、周壁 6 0 c m 以上の空間を設け、建築物の床版や外壁などと兼用しないこと。
- 2)受水槽には槽内の保守点検の為、出入りが容易な位置にマンホール（直径 6 0 c m 以上）を設け、足掛金物を取り付ける。
- 3)マンホールは、外部から有害なものが入らないよう密閉型で周囲より 1 0 c m 以上高く、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないよう施錠できる構造とする。
- 4)オーバーフロー管は、流入水量を十分に排出できる管径とし、排水口は間接排水とするため開口し、管端部はほこりその他衛生上有害なものが入らない状態で、虫等の侵入を防ぐため防虫網を取り付ける。
- 5)通気管は、通気のために必要な有効断面積を有し、管端部はほこりその他衛生上有害なものが入らない状態で、虫等の侵入を防ぐため防虫網を取り付ける。
- 6)水抜管は、槽底に取り付け、短時間に排水出来るよう排水溝、排水ピットなどを設け、排水口は間接排水とし、管端部はほこりその他衛生上有害なものが入らない状態で、虫等の侵入を防ぐため防虫網を取り付ける。
- 7)受水槽の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等は設置しないこと。
- 8)ボールタップは、逆流防止のための十分な吐水口空間を確保し、流入管には止水器具を設置する。
- 9)停滞水が生じないように、流入口と流出口は近接していないこと。

容量が大きい受水槽で停滞水のおそれがある場合は、有効な導流壁を設ける等の措置を講じる。

- 10)点検、清掃時に断水を避けるため、二槽式か隔壁を設置することが望ましい。
- 11)受水槽、高置水槽には、満水・減水警報装置を設置すること。
- 12)受水槽及び関連配管には、当該施設以外の配管設備と連結しないこと。

(3) 設置場所

- 1)受水槽の設置は、地上式、半地下式、又は床置きとし、外部から容易かつ安全に保守点検ができるようにする。
- 2)受水槽を地中に設置する場合、衛生上有害なものの貯留、又は処理に供する施設までの水平距離が5 m未満の場合は、受水槽の周囲に必要な空間を確保すること。

6. 受水槽以降の給水

- 1)受水槽以下設備の設置、構造は、建築基準法施行令129条2による。
- 2)高置水槽の高さは、建物最上階の給水栓から上部5 m以上の位置を水槽の低水位とする。
- 3)高置水槽には、受水槽以下設備以外の配管設備を直接連結してはならない。

7. 届出

(1) 簡易専用水道

- 1)簡易専用水道を設置したときは、鶴岡市簡易専用水道管理指導要綱（以下「要綱」という。）に定める「簡易専用水道設置届出書（要綱様式第1号）」に「簡易専用の施設概要（要綱様式第2号）」を添付して届け出なければならない。
- 2)前項の届け出の記載事項または設備の構造等に変更があったときは、「簡易専用水道構造等変更届出書（要綱様式第3号）」又は「簡易専用水道氏名等変更届出書（要綱様式第4号）」を届け出なければならない。
- 3)簡易専用水道の使用を休止、又は廃止したときは「簡易専用水道休止（廃止）届出書(要綱様式第5号)」を届け出なければならない。

(2) 小規模貯水槽水道

- 1)小規模貯水槽水道を設置したときは、「小規模貯水槽水道設置届出書（様式第3号）」に「小規模貯水槽水道施設台帳（様式第4号）」を添付して届け出なければならない。
- 2)小規模貯水槽水道を変更、又は廃止したときは「小規模貯水槽水道変更（廃止）

届出書(様式第 5 号)」を届け出なければならない。

8. 維持管理

1)受水槽以下の給水設備の維持管理は、「特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：ビル管理法）に該当する建物は、定期的な水質の検査の実施など法に基づき、所有者又はその権限を有する者が責任を持って行わなければならない。

2)水道法の適用を受ける簡易専用水道がビル管理法と重複する場合は、ビル管理法を優先する。

9. 様式

- 1)様式第 1 号 「受水槽式給水事前協議申請書」
- 2)様式第 2 号 「受水槽式給水事前協議回答書」
- 3)様式第 3 号 「小規模貯水槽水道設置届出書」
- 4)様式第 4 号 「小規模貯水槽水道施設台帳」
- 5)様式第 5 号 「小規模貯水槽水道変更（廃止）届出書」
- 6)要綱様式第 1 号 「簡易専用水道設置届出書」
- 7)要綱様式第 2 号 「簡易専用水道の施設概要」
- 8)要綱様式第 3 号 「簡易専用水道構造等変更届出書」
- 9)要綱様式第 4 号 「簡易専用水道氏名等変更届出書」
- 10)要綱様式第 5 号 「簡易専用水道休止（廃止）届出書」

受水槽式給水事前協議申請書

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

指定給水装置工事事業者

下記の建物に受水槽式給水を行いたいので、事前協議を申請します。

給 水 装 置 番 号		第	号	建 物 名 称	
装 置 場 所					
建 物 概 要	建 物 用 途	☐ 専用住宅 ☐ 集合住宅 (戸) ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 学校 ☐ 旅館 ☐ 病院 ☐ その他()			
	建 築 物	☐ 新築 階高 m ☐ 改築 階高 m			
	建 物 階 数	地上 階 地下 階			
建物の使用用途					
工 期		平成 年 月 ~ 平成 年 月			
計 画 水 量		計画使用水量 ℓ／日 時間最大流量 ℓ／min			
分 岐 口 径		配水管 DIP・VP・HPPE・その他 φ mm × 給水管 φ mm			
添 付 書 類		①位置図 ②計画使用水量の計算書 ③水理計算書 ④給水装置工事設計図 ⑤受水槽詳細図（吐水口空間、有効水深等）			
備 考					

様式第2号

受水槽式給水事前協議回答書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 様

鶴岡市長

印

年 月 日付けで申請のありました受水槽式給水事前協議について、
次のとおり回答します。

1. 給水装置番号

第 号

2. 装 置 場 所

3. 回 答 内 容

4. 特 記 事 項

- ① 「鶴岡市給水装置工事設計施工指針」を遵守し、施工してください。
- ② 「受水槽以下設備の指導基準」を遵守し、施工してください。
- ③ 関係法令等を遵守し、施工してください。
- ④ 工事竣工後は、給水装置及び貯水槽の適正な管理を行ってください。

5. そ の 他

小規模貯水槽水道設置届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

設置者 住 所

氏 名

(名称)

電話番号 ()

小規模貯水槽水道を設置しましたので、下記のとおり届け出します。

建築物	名 称	
	所 在 地	
管理者	氏名 (名称)	
	住 所	
施設概要	建 物 用 途	☐ 専用住宅 ☐ 集合住宅 (戸) ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 学校 ☐ 旅館 ☐ 病院 ☐ その他()
	建 物 階 数	地上 階 地下 階
	受 水 槽 容 量	全容量 m ³ 有効容量 m ³
	受 水 槽 材 質	☐ FRP ☐ 鋼板 ☐ ステンレス ☐ その他()
	設 置 場 所	☐ 屋内 ☐ 屋外 ☐ 地上式 ☐ 半地下式 ☐ 床置き
	給 水 方 式	☐ 高置水槽 ☐ 圧力タンク ☐ 加圧ポンプ ☐ その他()
	設 置 年 月 日	平成 年 月 日
備考		

小規模貯水槽水道施設台帳

設置者等

給水装置番号			整理番号	
建築物	名称			
	所在地			
設置者	氏名(名称)			
	住所	TEL () FAX ()		
管理者	氏名(名称)			
	住所	TEL () FAX ()		

施設概要

	有効容量(全容量)	材質	屋内外別	設置状況	設置年月日
受水槽	() m ³				
	() m ³				
	() m ³				
高置水槽	() m ³				
	() m ³				
	() m ³				
用途		建物階数		給水方式	

※記入内容

材質：FRP、鋼板、ステンレス等

屋内外別：屋内、屋外

設置状況：受水槽は、地上式、半地下式、床置き等

高置水槽は、塔屋、屋上等

用途：専用住宅、集合住宅、店舗、事務所、学校、旅館、病院等

給水方式：高置水槽式、圧力タンク式、加圧ポンプ式等

様式第5号

小規模貯水槽水道変更（廃止）届出書

年 月 日

鶴岡市長

様

設置者 住 所

氏 名

(名 称)

電話番号 ()

小規模貯水槽水道を変更（廃止）しましたので、下記のとおり届け出します。

建築物	名 称	
	所 在 地	
変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変更（廃止）年月日		年 月 日
変 更（廃 止）理 由		
備考		

要綱様式第 1 号（第 4 条関係）

簡易専用水道設置届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

設置者

住 所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

⑩

簡易専用水道の設置について、鶴岡市簡易専用水道管理指導要綱第 4 条の規定により、別添のとおり届け出します。

（添付書類）

- ① 簡易専用水道の施設概要
- ② 建築物の位置図（住宅地図の写し等）
- ③ 受水槽、高置水槽の配置図及び構造図等

簡易専用水道の施設概要

設 置 者 等

建 築 物	名 称							
	所 在 地	〒				電話 FAX		
	特定建築物該当の有無	有・無	用途			備考		
設 置 者	氏名（名称）	(担当係等：)						
	住 所	〒				電話 FAX		
管 理 者	氏名（名称）	(担当係等：)						
	住 所	〒				電話 FAX		

施 設 概 要

	有 効 容 量（全容量）	材 質	屋内外別	設置状況	設 置 年 月 日				その他
受 水 槽	() m ³								
	() m ³								
	() m ³								
副	() m ³								
	() m ³								
高 置 水 槽	() m ³								
	() m ³								
	() m ³								
	() m ³								
	() m ³								
受 水 槽 有 効 容 量 計		m ³	滅菌装置	有・無	方法薬品等				
水源給水水道事業体					計画一日平均使用水量				m ³

(注)

- 1 特定建築物：ビル管理法の適用を受ける建物で、延べ床面積3,000平方メートル以上、及び延べ床面積8,000平方メートルの学校。
- 2 用途：百貨店、図書館、博物館、店舗、事務所、学校、旅館、アパート、病院、等を記入する。
- 3 備考：国建物、県営住宅、市町村住宅、市町村小中学校、等を記入する。
- 4 材質：コンクリート、FRP、ステンレス、等を記入する。
- 5 設置状況：受水槽と副受水槽については、地下式、地上式、半地下式、等を記入する。
高置水槽については、塔屋、地下式、屋上、等を記入する。
- 6 その他：受水槽と副受水槽については、中仕切2槽式、消防設備、等を記入する。
高置水槽については、落差式、加圧給水式、圧力タンク式、圧送式、等を記入する。

要綱様式第 3 号（第 4 条関係）

簡易専用水道構造等変更届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

設置者
住 所
（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
㊟

簡易専用水道の位置又は主要な構造を変更しましたので、鶴岡市簡易専用水道管理指導要綱第 4 条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

簡易専用水道を設置している建築物	名 称	
	所 在 地	
位置又は主要な構造の変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

（添付書類）
構造等の変更の場合、変更に係る図面

簡易専用水道氏名等変更届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

設置者
住 所
（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
㊞

簡易専用水道の設置者の氏名又は住所を変更しましたので、鶴岡市簡易専用水道管理指導要綱第 4 条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

簡易専用水道 を設置してい る 建 築 物	名 称	
	所 在 地	
氏名又は住所 の 変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

簡易専用水道休止（廃止）届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

設置者
住 所
（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
⑩

簡易専用水道を休止（廃止）しましたので、鶴岡市簡易専用水道管理指導要綱第 4 条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

簡易専用水道を設置している建築物	名 称	
	所 在 地	
休 止 又 は 廃 止 の 年 月 日		
休 止 （ 廃 止 ） の 理 由		

鶴岡市開発行為に係る水道施設取扱要綱

平成17年10月 1 日

告示第247号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市水道事業の給水区域内の開発地に給水するために必要な水道施設の計画、設計、工事及びその費用負担並びに水道施設及び用地の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(開発地)

第2条 この告示において「開発地」とは、次の各号のいずれかに該当する行為又は事業により開発される宅地をいう。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する都道府県知事の許可を必要とする開発行為
- (2) 都市計画法第29条第3号から第5号まで及び第10号に規定する都道府県知事の許可を必要としない開発行為
- (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業
- (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業
- (5) 鶴岡市土地利用に関する条例(平成17年鶴岡市条例第225号)に基づく開発行為
- (6) 三川町開発指導要綱(平成16年告示第29号)に基づく開発行為

(事前協議)

第3条 開発地に給水しようとする者は、開発行為等に係る水道施設協議申請書(様式第1号)を提出し、あらかじめ次の各号について市長と協議し同意を得なければならない。

- (1) 開発地の場所及び規模
- (2) 開発する目的
- (3) 造成等の工事の予定及び給水開始予定時期
- (4) 給水方式並びに給水施設及び給水管(以下「水道施設等」という。)の規模及び構造
- (5) 既設配水管の状況及び配水計画
- (6) 関係法令に基づく許可又は協議の状況
- (7) 鶴岡市消防本部との消防水利協議の状況

- (8) 水道施設等の設置に要する費用の負担
 - (9) 水道施設等の計画、設計及び施工方法
 - (10) 水道施設等及び用地の維持管理方法
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項
- (同意)

第4条 市長は、前条の規定による事前協議があったときは、給水装置工事として審査し、同意について可否を決定し、通知書（様式第2号）によりその旨を開発者に通知しなければならない。

(工事の申込み)

第5条 工事は、前条の協議内容に基づき、鶴岡市給水条例（平成17年鶴岡市条例第249号。以下「条例」という。）第8条に規定される給水装置工事申込書を市長に提出しなければならない。

(水道施設等の計画及び設計の基準)

第6条 水道施設等の計画及び設計の基準は、社団法人日本水道協会発行の水道施設設計指針による。

2 水道施設等の規模の決定は、当該開発地への1日最大給水量及び消防水利その他の条件を考慮して行う。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、給水装置工事の承諾を行わない。

- (1) 当該開発地への給水量が著しく不足し、水道施設等の計画上支障があると認められる場合
- (2) 技術的その他特殊な事情により給水が困難であると認められる場合

(水道施設等の計画、設計及び工事の施行者)

第7条 水道施設等の計画、設計及び工事は、原則として開発者が施工するものとする。ただし、開発者から委託があった場合は、市長が施工することができるものとする。

(水道施設等の計画、設計及び工事の施工)

第8条 前条の規定により開発者が水道施設等の計画、設計及び工事を施工するとき、次の各号に従わなくてはならない。

- (1) 計画、設計及び施工は、市長の指導に基づき行うこと。
- (2) 工事の施工は、市長の指定を受けた指定給水装置工事事業者が行うものとする。

- (3) 工事を施工するときは、市長の設計審査及び検査を受けなければならない。
(給水装置工事としての施工)

第9条 次に掲げる水道施設等の工事は、条例に基づく給水装置工事として施工する。

- 2 前項に規定する給水装置工事の施工は、市長が別に定める給水装置工事設計施行基準に従わなくてはならない。

(工事費の負担)

第10条 工事費は、条例第10条に基づき工事申込者が負担するものとする。ただし、工事申込者の委託を受け市長が施工する場合の工事委託料は、市長が別に定める水道工事委託料の算出基準によるものとする。

(用地の取得)

第11条 管路用地、ポンプ場用地、配水池用地その他の給水に必要な施設の用地は、工事申込者が確保しなければならない。

(水道施設等の帰属)

第12条 工事申込者は、次に掲げるものについて、原則として工事完成後速やかに、寄附申込書(様式第3号)により市長に帰属する申込みを行わなければならない。

- (1) 水道管(原則として口径100ミリメートル以上で公共施設の用に供する土地に布設されるもの)

- (2) 前号に規定する水道管を除く他の水道施設等

- (3) 公設扱いとなる消火栓(三川町を除く。)

- 2 工事申込者は、水道施設等の用に供する土地は、工事完成後、所有権の移転等、所要の手續が完了した後に引渡しするものとする。

ただし、手續に要する費用は、工事申込者の負担とする。

- 3 前項に定める水道施設及び用地等に抵当権、賃借権又はその他所有権の行使を制限する権利があるときは、工事申込者は、これを消滅させなければならない。

- 4 工事申込者は、帰属した水道施設等(水道管を含む。)及び用地について一切の権利主張をしないものとする。市長が第三者のために給水を許可し、又は当該水道施設等の改良工事を行うときにおいても同様とする。

- 5 工事申込者が寄附申込する場合で希望により所有権を保留したい場合は、最長で2年以内を限度とし認めるものとする。

6 帰属に該当する場合の断水手数料は、免除するものとする。

7 開発行為に伴う消火栓設置に係る加入金等については、鶴岡市水道加入金制度運用取扱要綱による。

(水道施設等の維持管理)

第13条 前条の規定により市長に帰属した水道施設等については、市長が維持管理を行う。

(工事の瑕疵について)

第14条 工事の瑕疵等により水道施設等の管理に支障をきたす場合は、開発者の責任において改善することとし、その期間は、工事検査合格の翌日から起算して、給水装置工事については1年以内、その他は2年以内とする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

鶴岡市長

様

申請人
住 所

氏 名

開発行為等に係る水道施設協議申請書

（開発面積 m^2 ）地内の開発について、下記事項を協議いたしたく申請します。

記

1 開発地の場所及び規模	（面積 m^2 ）
2 開発する目的	
3 造成等の工事予定及び 給水開始予定時期	着工予定 年 月 日から 給水予定 年 月 日から
4 給水方式並びに水道施設等の規模及び構造	
5 既設配水管の状況及び配水計画	
6 関係法令に基づく許可又は協議の状況	
7 鶴岡市との消防水利協議の状況	
8 水道施設等の設置に要する費用の負担	
9 水道施設等の計画、設計及び施工方法	位置図、平面図 1／500又は 1／1,000、その他 各 2 部
10 水道施設及び用地の管理方法	
11 その他	

様式第2号（第4条関係）

通 知 書

様

鶴岡市長



____の区域について
年 月 日付け開発行為等に係る水道施設協議申請に対し、審査した結果、
下記条件を付して同意します。
下記理由により同意できません。

年 月 日

記

1 同意条件

- (1) 市の配水管計画に従って施行すること。
- (2) 開発行為に際しては、鶴岡市開発行為等に係る水道施設取扱要綱を遵守すること。
- (3) 寄附するまでの水道施設、舗装の沈下等は、責任をもって管理すること。
- (4) 施工計画に変更が生じた場合は、速やかに変更手続をすること。
- (5) 区画の変更により消火栓を移設する必要がある場合に要する費用は開発者が負担するものとする。
- (6) 一つの宅地内の給水管は、原則として1箇所とし、区画の変更により給水管が不要になった場合は、開発者が責任をもって撤去すること。
- (7) 別紙による条件を遵守すること。
- (8) その他 ()

2 同意できない理由

水道施設等に係る条件書

1 ポンプ槽・配水槽

- (1) 槽の構造：社団法人日本水道協会発行の水道施設設計指針を参考とする。
及び材質 鉄筋コンクリート・プレストレスコンクリート・鋼板製（鋼製内外面
樹脂コーティング・ステンレス鋼製等）
- (2) 配管資材：地上部配管については、ステンレス管とする。
- (3) 配 管：片槽使用が可能な配管とし、必要に応じ仕切弁を設置する。
：配管方法については、鶴岡市配水管設計基準による。
- (4) 流入方法：ポンプ槽については、定水位弁（ボールタップ式）とする。
：配水槽については、水位による自動ポンプ運転とする。
- (5) 排水設備：ポンプ槽・配水槽の清掃等による排水について安全な場所に設けるこ
と。
- (6) 水 位 計：配水槽には、水位計を設置する。

2 送水設備

- (1) ポ ン プ：水中式（ステンレス製）2台とする。
：保護装置及び逆流防止装置を設けること。
- (2) 運転制御：ポンプ槽及び配水槽の水位による自動運転とする。

3 計装設備

- (1) 操 作 盤：屋外自立型とする。
- (2) 警報装置：ポンプ故障・ポンプ槽及び配水槽の異常高水位・異常低水位
- (3) 遠方監視：既設上水道施設内の遠方監視装置と接続可能な設備とする。
- (4) 計 器 類：受電状況・ポンプ運転状況・水位指示計・各表示ランプ等

4 給・配水設備

鶴岡市給水装置工事設計施行基準及び鶴岡市配水管設計基準に基づいて設計・施行すること。

5 その他

- (1) 各施設及び設備の点検・維持管理に伴う駐車場所を確保すること。
- (2) 各施設には、フェンス（高さ1.2m以上）を設けること。
- (3) 宅地分譲を伴う場合は、給水管取出し工事（新設その1工事）については、個々の給水装置工事申請をすること。
- (4) 水道加入金については、宅地内工事（新設その2工事）申請のときに個々に必要とするメータ口径の区分による額とする。

寄 附 申 込 書				
年 月 日				
鶴岡市長 様				
申込人 住 所 氏 名				
場 所				
寄 附 す る 財 産 の 表 示 並 び に 評 価 額	管 種	口 径 (mm)	延 長 (m)	評 価 額
寄 附 す る 理 由	配水管として取扱ってもらうため。			
寄 附 す る 条 件	○工事しゅん工検査後即時寄附いたします。 ○工事しゅん工検査後２年以内に寄附致します。ただし、寄附効力が発生する日までの維持管理については、責任をもって行います。			
工事しゅん工年月日	年 月 日			
寄附効力発生年月日	年 月 日			
施 工 業 者				
添 付 書 類	○位置図 ○完成平面図（１／500又は１／1,000）			

年 月 日

鶴岡市長



鶴岡市水道加入金制度事務取扱要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、鶴岡市給水条例(平成 17 年鶴岡市条例第 249 号。以下「条例」という。)第 8 条の 2 に規定する加入金、及び第 35 条に規定する加入金の軽減及び免除について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)給水装置 需要者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2)給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事をいう。
水道メーター（以下メーターという。）の口径変更は改造工事に含む。

(加入金)

第 3 条 メーター口径を増径する工事の加入金の額は、既存のメーター口径に該当する金額と新たに設置するメーター口径に該当する金額の差額とする。

2 条例第 8 条の 2 第 3 項ただし書の規定については、次の各号に掲げるところによる。

- (1)工事着手前に工事を取りやめた場合は、既に納付された加入金の全額を還付する。
- (2)工事中に設計変更が生じメーター口径が減径となった場合は、その加入金と既に納付された加入金の差額を還付する。

(加入金の納入期日等)

第 4 条 条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する市長の指定する期日とは、給水装置工事申請者が工事着手する前日とする。

2 給水装置工事申請者は、前項に規定する期日以内に納入できない事情があるときは、市長に対し加入金延納又は分納願いを申請し、市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前項の規定により延納又は分納を認めたときは、新たに納入期限を指定する。

(加入金の免除と範囲)

第 5 条 条例第 35 条の規定により加入金を免除することができる場合と免除の範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1)給水装置の所有者が、既設の給水装置を撤去し、同時に給水装置を新設するときは、既設のメーター口径に係る金額の範囲内とする。
- (2)複数のメーターを一つのメーターに、又は一つのメーターを複数のメーターに変更するときは、既設のメーター口径に係る金額の範囲内とする。
- (3)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項において、新たなメーター口径に係る金額又は合計額が既設のメーター口径に係る金額又

は合計額を上回るときは、その上回る差額を納入しなければならない。

- 3 第1項において、新たなメーター口径に係る金額又は合計額が既設のメーター口径に係る金額又は合計額を下回るときは、その下回る差額については返還しない。
- 4 宅地開発等により新設される消火栓で、工事竣工後に直ちに市に寄附する場合は免除する。
- 5 第1項の規定の適用を受けようとする者は、市長の承認を得なければならない。

(加入金の運用と適用期間)

- 第6条 給水装置の所有者が給水装置を撤去した場合において、給水装置所有者の申請により、給水装置所有権保留申請書受理後1年以内に限り、新たな給水装置工事のメーター口径に係る金額の範囲内で、新たな加入金は発生しない(以下「所有権の保留」という。)ものとする。ただし、給水装置の所有者が、給水装置工事の計画があり事前に上下水道部と協議を行なったものについては、給水装置所有者の申請により、所有権の保留をさらに1年延長することができる。
- 2 前項の規定は、前条第3項の下回る額については、新設工事に係る金額との差額が口径13耗以上の相当額が生じた場合は、金額に応じた範囲内の口径で保留することができる。
 - 3 第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする者は、市長の承認を得なければならない。
 - 4 給水装置所有権放棄届の提出があった場合は、所有権が消滅したものとする。

(補則)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、加入金についての必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1)水道加入金制度と運用及び取扱い要綱(昭和50年4月1日制定、平成4年4月1日改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。